

平成25年12月 9 日第 4 回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第 2 日）			
出席議員 (10名)	1 番 原 田 希	2 番 寺 崎 太 彦	3 番 橋 本 重 雄
	4 番 碓 勝 征	5 番 松 田 俊 和	6 番 岡 光 廣
	7 番 吉 富 隆	8 番 大 川 隆 城	9 番 林 眞 敏
	10 番 中 山 五 雄		
欠席議員 (0 名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	副 町 長 八 谷 伸 治	
	教育長職務代理者 教 育 課 長 小 野 清 人	会 計 管 理 者 原 慎 義 幸	
	総 務 課 長 池 田 豪 文	企 画 課 長 北 島 徹	
	税 務 課 長 白 濱 博 己	住 民 課 長 江 頭 欣 宏	
	健康福祉課長 岡 義 行	振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男	
	生涯学習課長 吉 田 淳	文 化 課 長 原 田 大 介	
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 鶴 田 良 弘	議会事務局係長 石 橋 英 次	

議事日程 平成25年12月9日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第4回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	8番 大川隆城	1. 町のゆるキャラ制定に向けて 2. 顕彰規定の検討はどうなった 3. 東部地区地域ビジョン検討会の現状は 4. 小・中学校の授業の土曜開校にむけて
2	7番 吉富隆	1. 町の農業対策について 2. 町の風水害対策について 3. 町道整備について
3	1番 原田希	1. 子育て支援について
4	2番 寺崎太彦	1. 公用車について 2. 安全対策について 3. 健康対策について

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

おはようございます。ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中山五雄君）

日程第1. 一般質問、これより一般質問を行います。

通告順のとおり、8番大川隆城君よりお願いいたします。

○8番（大川隆城君）

皆さんおはようございます。今議会のトップを切りまして、8番大川が質問をさせていただきます。

まず最初に、町のゆるキャラ制定に向けてということで質問をさせていただきます。

今現在、日本全国、その土地土地に応じたゆるキャラを制定され、そして、それをまちのPRに大いに活用して大変なる効果を上げていることは御案内のとおりでございます。その

中でも、人気が全国一となりました熊本県のくまモン、このくまモンの人気につきましては、これまた絶大なものがありますし、現在におきましては国内だけでなく海外にまでその活躍の場を広げて、大いに面目躍如としていくところでございまして、その経済効果は250億円以上にもなるというふうな報道もなされていたように思っております。

そういう中で、当町におきましては、てんりゅうくんをいろんな場面でパンフレット等にも使用してということとされておりますけれども、てんりゅうくんの元々をたどってみますと、米多浮立のシンボルマークといいますか、イメージキャラクターとして利用されてきたことから始まっているように思います。そういう中で、てんりゅうくんが町のゆるキャラというふうな形に今のところはなっているようではございますけれども、私としましては、てんりゅうくんを町のということではなくて、これは米多浮立のシンボルマーク、イメージキャラクターという捉え方をして、別に上峰町をイメージさせるキャラクターを、ゆるキャラを制定してはどうかというふうに思って質問をさせてもらっているところであります。

大体こういうやつを決めるということにつきましては、やはり公募をするなりして、皆さんの御意見を聞いた上で決めていくというのが筋かと思っておりますけれども、前回ですか、同僚議員がこの関係の質問をされたときには、てんりゅうくんが最初に登場したといいますか、それは印刷業者の方をお願いをして云々という経緯があったように聞いておりますけれども、そういうことで、何といいますか、自然とといいますか、町のキャラクターにということになることはどうかなという部分も残るわけでございますので、先ほど言いましたように、できれば新年度に向けて町のキャラクター、ゆるキャラを公募するなりというような形で決めていったらどうかと思いますので、お尋ねをしてみたいです。

次に、顕彰規定の検討はどうなったということで質問をさせていただきます。

皆さん御案内のとおり、昨年からことしにかけて、農業関係では肥育肉牛の枝肉コンクールで日本一というすばらしい成果を上げられた方が町内に二、三名いらっしゃいます。それに加えて、馬術競技で日本一になられたというような方もいらっしゃいます。そういうことで、本当にその道その道で一生懸命に頑張っておられる方がいらっしゃいます。そういう方の努力を顕彰すると同時に、皆さん方にも町内にはこういう方がいらっしゃいますよということで知っていただく、お知らせする、そういうことも必要じゃないかと、それがお互いに励みになるというふうに私は考えております。そういう意味合いからも、こういうふうなすばらしい成績を上げられた方については、今後どんどん顕彰をしていくべきじゃないかと考えております。

そういう中で、先ほど言いました、昨年、枝肉の品評会で日本一をとられた方がおられたときに、過去についてはスポーツ関係のこういう顕彰といいますか、それはされてきた経緯もあります、農業関係とか、そのほかの分についてはなかなか目に触れなかった面があるものですから、全体的に顕彰をするということで取り組んでもらいたいというふうなお話を

した経過もありましたが、その折に、じゃ、そういうことでの基準といいますか、規定といいますか、それを決めたらどうかという同僚議員からの意見もありまして、じゃ、その方向で検討してくださいというようなことで話をした経緯があったかと思いますが、その後、検討はされているかと思いますが、なかなかそれがうまいぐあいにできていないような面も見えます。

みやき町におきましては、皆さん御案内かと思いますが、こすもすホールですか、あそこにおいでになりますと、正面玄関を入った正面のところに懸垂幕ですかね、あれはスポーツ関係と学業関係だったかと思いますが、誰々君がこのことについてこういう成績をとりましたというやつをずっと下げておられますよね。ああいうことだって、やはりそういう対応をしてもらった人については自分の誇りにもなりましょうし、また、励みにもなるからいいことをされているなということで思います。この話も以前紹介したかと思いますが、なかなか対応ができていないように感じるものですから、どういうふうかということでお尋ねをしてみたいと思います。

3番目に、東部地区地域ビジョン検討会の現状はということで質問をさせていただきます。

この関係については、鳥栖市を中心とした三養基郡内3町ですね、この1市3町で東部地区の地域ビジョン検討ということで、担当課長が集まられていろんな項目ごとにこれはどうかということで協議、検討されていることは聞いておりますし、その後につきましては副町長が参加をされてそういう検討を続けておられるというふうに聞いております。

そういう中で、先日は基山町で各市町の首長さんがパネラーとして参加をされてのパネルディスカッションもされておりますが、そういうことでの流れの中で、現状としてはどういうふうな方向で検討が進められておるかをお尋ねしたいと思います。

第4番目に、小・中学校の授業の土曜開校に向けてということで質問をさせていただきます。

この件につきましては、つい先日ですか、文科省が土曜の学校授業開校については各市町の教育委員会に一任といいますか、判断に任せるというお示しがありましたし、そういうことで今現在、学力向上の問題等々がいろいろと検討といいますか、議論をされております。そういう中では、やはり週5日になってから授業の時間が足りないという声も聞いたりしますものですから、従前、週5日になる前の状況に戻して土曜の授業開校も必要じゃないかというふうに考えるわけでございます。

また、学力向上につきましては、全国学力テスト、この件を来年からは、今までは成績公表はだめだというふうなことで来ておったかと思いますが、来年度から文部科学大臣がこの成績公表を認めるということでのお示しもされているようであります。学力向上に向けての全国学力テストの成績公表につきましては、そういうことをやはり学校、家庭、そして地域が一緒になって、子供たちの学力向上にも取り組んでいかなくちゃならないと同時に、保護

者や地域にその説明責任を果たすことが重要だという、これも文部科学大臣の発言もあっているようであります。

そういう意味合いから、やはり皆さんが一番心配されるのは、子供たちの学力がよくなるようにという願いがあられるわけでございますから、土曜日の開校、そして今言う全国学力テストの成績公表をしながらの学力向上に向けての取り組み、このことについて、これまた各市町の教育委員会の考えで対応してよろしいというようなこともお示しになっているようでありますので、当教育委員会がどういうふうにその辺を受けとめられ、どういうふうに判断をされておられるのかをお尋ねしてまいりたいと思います。

以上、4項目質問させていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

大川隆城君の総括質問が終わりました。第1番目の町のゆるキャラ制定に向けてということで、執行部の答弁を求めます。

○文化課長（原田大介君）

おはようございます。それでは、大川議員さんの町のゆるキャラ制定に向けてという御質問に、まず私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

てんりゅうくんにつきましては、町のPRの素材として、当課初め各課で利活用しているところでございますが、議員ご指摘のように、現時点ではあくまでもふるさと学館、米多浮立のイメージキャラクターとしての位置づけではなかろうかと考えているところでございます。

てんりゅうくんにつきましては、さきの9月議会においても原田議員よりてんりゅうくんの今後の活用についての御質問をいただき、今日までの経緯について御説明させていただきまして、今後、町のPRの手段として何らかの形で活用していきたいとお答えをさせていただいております。

一部繰り返しになりますが、現在のてんりゅうくんの取り扱い状況について再度御説明をさせていただきたいと思います。

てんりゅうくんにつきましては、元来、ふるさと学館のイメージキャラクターとして平成5年に制定したものでございます。当館において適宜加工や修正を加えまして、町のPRを目的に物品や印刷物等に使用してまいりました。ここ1年におきましては、企画課、住民課などでも印刷物のカットとして使用されてきています。また、米多浮立保存会におきましては、松田議員の御提案によりまして、てんりゅうくんを保存会のキャラクターとしてPRに活用し、浮立の振興策としていきたいということが御提案されまして、役員会で承認をされているところでございます。現在のてんりゅうくんの取り扱いにつきましては、以上のような状況でございます。

また、その一方で、今年は米多浮立が奉納されましたが、奉納後の保存会の反省会の中で、

少子化などに伴いまして浮立参加者の確保の問題が今後の大きな問題として議論されております。11月29日の役員会では、これまで大字前牟田地区に限っていた参加者、特に子供たちの参加者を将来的には全町から募っていききたいと。あわせて米多浮立を上峰町のイベントとして位置づけていただくよう町に要望していききたいということが提案されまして、3月の各地区において行われます地区の総会で大字前牟田地区住民の総意を確認した上で、保存会としては町へこういったお願いをしていきたいという意向を持っておられます。仮に米多浮立を町のイベントとして位置づけていくということになれば、その前提として何らかの形で全庁的なコンセンサスが必要になってくるのではないかと思います。

これと同様に、町のキャラクター制定に当たっても、てんりゅうくんを今すぐ町のキャラクターにということはかなり無理があるかとも私自身考えております。やはりこのことにつきましても全庁的なコンセンサスを持って制定していく必要があるのではないかと考えています。そして、その際には議員が御指摘のように、キャラクターの公募を行いまして、てんりゅうくんを含めたところで、今流行しておりますが、町民による総選挙などを行って決定していくという方法を検討、採用していくべきではないかと考えているところでございます。

以上、私のほうからお答えいたします。

○8番（大川隆城君）

今、課長から答弁をいただきました。おっしゃるとおり、今現在ではてんりゅうくんが町のいろんなイベント等で全般的なキャラクターとして使用されておりますけれども、やはりそう言いながらも、主体としては米多浮立の関係が一番ウエート的には占めているかと思います。

それで、先ほど御披瀝されましたように、米多浮立の継承、存続について、今後については町として、大字前牟田地区だけということじゃなくて、町としての取り扱いといいますか、受けとめをしていくならばというふうなお話もございましたが、その辺になりますと課長だけでは判断できにくい部分もありましようから、町長のほうにもお尋ねをしてみたいと思います。

ここで1つ紹介をさせていただきますと、基山町が御案内のとおり、きやまんというゆるキャラを制定されておられます。この制定されたときの経緯をちょっと触れてみますと、平成22年8月に、ゆるキャラを決めようということで、庁内会議において町として実施することを決定され、その後、平成22年10月、11月で募集期間をつくれ、広報、ホームページ、ケーブルテレビ、新聞等々にそれを掲載され、皆さん方に公募をされたようであります。結果、応募総数が135点、一番遠いところでは北海道からも応募があったそうであります。そういう中で、今度は選定委員の方が5名で採用されたいと思いますが、この選定委員の方も一般公募で決められたそうです。そして、一般公募で募集された選定委員さん5名の方が応募されてきた135点を慎重審議された結果、きやまんというゆるキャラが誕生したということ

になっているようであります。きやまんも本当に基山町のいろんなイベント等で使用をされておりまして、今現在は、きやまん特別住民票というものでつくられておりまして、特別住民票ということで、きやまんに対しても住民票を交付というふうなことまでされているようであります。

そういうことで、町内のことに戻りますけれども、先ほど言いました米多浮立の今後の関係についてを含めて、町長がどういうふうにお考えかをお尋ねしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

８番大川隆城議員さんの再度の御質問にお答え申し上げます。

今、担当課長、原田課長申しましたとおり、公募によって実施していかなければいけないというふうに思っております。でも、その前に、これまで懐かしく町民の皆様の前にも御披露をしてまいりました。広報紙でも昨今は掲載をされておりますてんりゅうくんについても、前牟田地区の皆様は米多浮立とのかかわりから、かなり親しみのあるキャラクターになっているとは思っておりますので、私自身もてんりゅうくんを町のマスコットにできないかというふうに考えていたわけではありますが、やはり最終的には公募によらなければいけないというふうに思っております。

その前段では、まず、てんりゅうくんがエントリーされ、町民の皆さんもエントリーされるという形が整うには、まず３月に前牟田地区の総会において、地域、また保存会の皆さん、老松、若宮神社の関係の皆様方もそうだと思いますけれども、皆様方の了解が町のイベントとしての要望というのも口頭で聞いておりますが、総会を通じた要望というものになるかどうか注目をしていく必要があるというふうに思っております。

以上です。

○８番（大川隆城君）

今後については、先ほど出ましたてんりゅうくんの関係については、３月の米多浮立関係の総会の結果を見てからというようなことでございましたが、当然そうしなくちゃならないと思います。そこで、結論がどういうふうになるかわかりませんが、やはりそのてんりゅうくんも含めたところで、上峰町のイメージをよりわかりやすく他町に向けてＰＲできるキャラクターをきちんとした形で決められて、そして、それを使用することで上峰町のＰＲといえますか、そういうことを大いにやっていけたらと思います。

なかなか佐賀県人は自分のことをＰＲすることが下手だというような話もありますけれども、それを打破するために、先ほども言いました各市町がこういうキャラクターをつくって大いに売り出すというようなことで一生懸命にされておりますので、我が町としても、やはりてんりゅうくんも含めたところで、ゆるキャラ制定については早目に取り組んでいただいて、早くそういう上峰のこれだというようなことで売り出して、そして町のＰＲ、そして皆

さん方に対してのインパクトを与える、そういうことにつながっていくように、今後早目に検討をしてもらいたいと思って、この項の質問を終わります。

以上です。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「よかったら最後に町長、一言」と呼ぶ者あり）執行部の答弁のほどを。

○町長（武廣勇平君）

前向きに検討をしていきたいと思います。ゆるキャラについては、当初、一番最初に申し上げましたように、町の特徴、または伝統、文化、そしてこれから、今、県も21世紀に残したい文化遺産ということで募集をされておりますが、そうした文化遺産的なもの、また観光やら、町として他の市町、県を越えても発信したい内容をあらわすものが最適だというふうに思いまして、私はてんりゅうくん、親しみを持って感じているところではありますが、いずれにせよ、ゆるキャラをつくるというふうに決定した際には公募を行っていかなければいけない。その際には町の発信につながるゆるキャラであるべきだという考えを申し上げて、お答えとさせていただきます。

○議長（中山五雄君）

いいですか。

次へ進みます。顕彰規定の検討はどうなったかということです。執行部の答弁を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

皆様おはようございます。大川議員の御質問にお答えさせていただきます。

かねてより議員から御指摘がございました顕彰関係でございますが、先般、表彰に係る基準について上司の決裁を受けまして、今週中には懸垂幕を掲げられるように準備をとり行っているところでございます。

準備していく上で遅くなりましたことを、この席をかりましておわび申し上げますとともに、また今後は遅延することなくとり行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今、池田課長から答弁いただきましたが、少し安心しました。というのが、前回と申しますか、馬術日本一の成績を上げられた方のときに、その後どうかいという話をお聞きしたら、今、検討中でありましてということだったから、早速検討されているなら結果を出されるものだと思っていたら、それが出なかった。何でという感じでおったものですからね、再度お尋ねをするわけではありますが、やはり先ほど言いましたように、農業、特に肥育関係では佐賀牛ということで大いに全国的なブランドとして名を売っているわけですが、その中でも上峰

の黒牛肉牛枝肉は評価がとっても高い。だから、佐賀牛のブランドの一翼を担う上峰だと言いなながらも、私としては上峰牛というブランドも立ち上げて、ほかにPRしてもいいんじゃないかというくらいに思うところであります。その実、佐賀東部でも上峰町の枝肉が日本一にもなった、それから九州地区でも一番になったというふうに、東部地区で一番すばらしい成績を上げているのが上峰牛なんです。

そういう意味から農業振興の関係も含めて、佐賀牛というようなことも、ブランド的に上峰のブランドだということでもいいんじゃないかということもあるものですから、やはりそれだけ努力している方々にはどんどん顕彰して、もっと頑張ってもらいたいということでの後押しをするべきだと思うわけであります。

それと、スポーツ関係もことは馬術日本一というすばらしい成績を上げた方がいらっしゃいますが、そのほかでも、日本一じゃなくても県一番とか、例えば九州地区一番とか、そういう成績を上げておられる方もいらっしゃると思うわけですね。やはりそういう方たちがすばらしい成績を残されたならば、即皆さんにもお伝えをして、こういう頑張っている方がいらっしゃいますよということをしてもらえば、お互いに町民の皆さんも、おお頑張っているねということで誇りに思う部分もありましょうし、顕彰された本人さんはなおさら、もっと頑張らんといかんという気持ちが、気合いが入るんじゃないかというふうな感じがしているわけであります。

ということで、先ほどは表彰規定に基づいてというようなことでありましたけれども、私も表彰関係の条例、規則を見ました。そうすると、3項目ですかね、特別表彰と善行表彰と、もう1つ何やったっけ、とにかく3項目ぐらいのやつが掲げられていたわけですが、その中で今回の顕彰したらどうかという関係については、ちょっと足りないんじゃないかなという感じもしましたので、条例、あるいは規則の改正といいますかね、その辺で文言的に入れ込んだがいいんじゃないかなろうかという部分がありますが、その辺はいかがでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

今、議員が御指摘いただきましたものにつきましては、町の表彰だということで理解しております。町の表彰につきましては、上峰町で功績があった方たち、そういったところで町の表彰規定ということで設けておるわけでございますので、例えば他の国とか、そういったところでの表彰というものと、上峰町で功績があった部分というのはちょっと分けさせていただきますたいと思っております。

それで、あと皆様御案内のように、広報紙では逐次掲載をいたしまして、そして広報紙は全戸に配布するものでございますので、そういった御活躍とか、あるいは先ほどおっしゃいました枝肉の関係でございますけれども、そういったものにつきましても受賞されたということは広く知らしめているところでございますけれども、それになおかつ懸垂幕とか、そういったものについては、またそういった基準といいますか、町長も認めるものというような

形で、特に功績とか、あるいはPRとか、そういったものについて必要であるという部分についてということで取り扱わせていただきたいと思っております。

よって、今現在ありますところの町の表彰規定というのは、上峰町の行政とか、あるいは文化とか、そういったものについての御功績ということで御理解のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

再度お尋ねいたします。

先ほど課長は、今言いました表彰条例規則については、町内での功績があった方についての決まりを述べているということでありましたが、今の全国的なこととか、そういうことも町民の皆さんがそういう成績を残される、あるいは上峰町出身の方がそういう成績を残されるということでもありますから、これは町内に限らずするものでありますが、先ほど課長言われるように、条例規則の5番目か6番目の項目に「特に町長が認めるもの」という文言がありますけれども、その中で一括包含して受けとめていいということですか。それとも、私はもう少し具体的といいますか、もうちょっとその関係を追加するなり何なりして、基準として決め事をしていた方がいいんじゃないかなという感じがしますが、いかがですか。

○総務課長（池田豪文君）

お答えさせていただきます。

上峰町表彰規則の第1条の目的というところで、「この規則は、上峰町の政治、経済、文化、社会その他各般にわたって町政振興に寄与し、または町民の模範と認められる行為があった者を表彰し、もって自治振興を促進することを目的とする。」ということで定義づけはしております。

それで、町民の模範と認められると、そういったところは今議員がおっしゃったことにも付随するかと思うんですけれども、他の機関、そういったもので賞を受けられたりした、そういったものについては、例えば、共励会の表彰とか、主務大臣、枝肉で申し上げますと、農水大臣の表彰を受けられていると、そういったことでありますので、それを広く知らしめるという行為になろうかと思っております。

よって、上峰町の表彰といいますのは、上峰町の政治とか経済とか文化とか、そういったものについての御功績ということで捉えるということになろうかと思ひますけれども、町長が特に功績が多大であると認める者と、そういったものについてはどういうふうにして町の表彰として取り扱うものかどうかというのは、またこちらのほうでも検討はしていきたいと思ひます。

あと、あわせまして、広報紙に掲載するとか、そういったものについては別途要綱等を設けておりますので、そういったもので判断していくことになろうかということで思ひおり

ます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

先ほどは、表彰規則の第1条の中で包含をし、そして第4条ですか、町長が認めるものというところで包含するというようなことだったかと思いますが、それはそれでいいかもしれませんが、じゃ、1つお尋ねするのが、今度は今言うボーダーラインをどこから以上とか、そういうやつを一応は線を引くといいますか、しとかんと、何といいますかね、場合によっては、この人はこれくらいやったのにした、この人はそれ以上やったけれどもというような話が出てきたら、余り気持ちのいいものでもないものですから、その辺も一応はボーダーライン的なこととしておった方がいいかなという感じもするわけですね。とにかくそういうふうな不公平感を与えるようなことがあっちゃいけないものですから、そういうことがないようなことできちんとしておくべきじゃなかろうかというふうにも思います。

ですから、先ほど課長が最後に言われた、今後また検討をするというようなことでありますけれども、その辺をやはり後々からいろいろな形での整備はする必要があると思いますし、それと今度は、そういう成績を上げられた方がいらっしゃったら即対応するというようなことをぜひやってもらいたい。というのが、やはり時間がたてば、その喜び、感動が薄れるんですよ。だから、結果が出たらすぐにでも認められるものについてはきちんとやるというようなことをやっていってもらいたいと思います。

その辺をさっき言いました基準といいますか、ボーダーライン的なことでの取り組み等々を条文としてきちんとしてった方がいいんじゃないかというふうに思うんですけれども、その辺はいかがか、もう一度お尋ねをします。

○総務課長（池田豪文君）

私も基準については議員おっしゃるとおりだということで思っております。

それと、今後につきましては、先ほども申し上げましたように、遅延することなく取り扱ってまいりたいということで思っております。ここの中では、私どもも広報紙に掲載する基準の云々というところについては、栄典によるものとか、あるいは県知事の最優秀賞とか、各省庁の大臣の表彰で優秀賞以上とか、そういう基準というのは設けて行っていきたいと思っていますんですけれども、その中でも広報紙に掲載する分と、あと懸垂幕、あるいは横断幕で掲載するものというのは、また内部でも協議して、とり行っていかなきゃいけない部分ではなかろうかなということで思っておるところでございます。

と申しますのは、毎年そういう表彰を受けられる方も、ひよっとすればいらっしゃるかもわかりませんし、だからそういう場合はケース・バイ・ケースというのも多少はあろうかと思いますが、平等性というのは議員おっしゃるとおりだということで私どもも理解しておるところでございます。今後努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○8番（大川隆城君）

今おっしゃったように、早速その辺の検討をお願いしたいと思います。とにかく上峰町、町が小さいんですけれども、そこに住んでいる方々はこんなに素晴らしい人がいるんだよということを大いに町内外に知らしめていくことが町の活性化、発展にもつながるんじゃないかと思います。そういう意味合いからも、今後どういうふうな成績を上げられるかはわかりませんが、全分野にわたって、スポーツもちろんそうです、農業関係もちろんそうです、教育関係もちろんそう。全分野で、本当に皆さんが与えられた分野で一生懸命に頑張って素晴らしい成績を残された、上げられた方については、みんなで顕彰をして、たたえ、そして今後につなぐというような形で進んでいけたらいいなと思いますので、よろしくお願いします。答弁は結構です。

以上でこの項目を終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。3番目の東部地区、地域ビジョン検討会の現状はということで、執行部の答弁を求めます。

○副町長（八谷伸治君）

皆さんおはようございます。大川議員の東部地区地域ビジョン検討会の現状についての御質問にお答えいたします。

地域主権や少子・高齢化の進展、道州制の検討など、地方自治体を取り巻く環境の変化を受けて、これからの鳥栖市、みやき町、基山町及び上峰町の1市3町の地域ビジョンを策定し、鳥栖、三養基地区の連携を深めることを目的として、平成24年5月29日に設置した鳥栖・三養基地域ビジョン検討会で、構成各市町の特長、課題の把握、今後の方向性の検討などの議論を重ね、平成24年11月26日に鳥栖・三養基地域ビジョンが策定されたところであります。

鳥栖・三養基地域ビジョンの中で、将来について、また、そのあり方について議論する組織については、副市長及び副町長級での議論の場の構築について検討を進めることとし、設置月につきましては、平成25年度早期をめどに、首長間での協議を経て設置に向けた検討を行うこととされておりました。これを受けまして、平成25年4月18日に1市3町の首長間で協議がなされ、将来のあり方検討委員会の設置が了承され、7月26日に第1回の将来のあり方検討委員会及び同委員会の幹事会の合同会議が開催されたところであります。

検討委員会のメンバーは副市長、副町長であり、幹事会のメンバーは総務、財政担当部長、事務局は企画担当部長となっております。

この第1回の検討委員会及び幹事会合同会議では、将来のあり方検討委員会設置要綱の決定、会長、副会長、幹事長の選任、今後の協議事項等、スケジュールについて協議を行いました。設置要綱の中では、この委員会の目的、所掌事項、組織などを決定いたしました。ま

た、今後の協議事項等につきましては、今後の連携のあり方として何が一番最適なのかについての協議をしていくことといたしました。

次に、8月27日に第2回の将来のあり方検討委員会が開催され、平成17年3月に合併されましたみやき町の効果や課題の報告などが行われました。

9月19日には、鳥栖市と三養基郡3町の首長が県東部地域の将来を語り合う県東部サミットが開催されました。その後、鳥栖市長から仮称であります但広域行政推進委員会の設置についての提案がありました。これにつきましては、まだ結論が出ておりませんので、今後改めて協議することとなりました。

現状としては以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今、副町長から御答弁いただきました。流れの中での最終的には、9月19日ですか、広域行政推進委員会の設置を鳥栖市のほうから提案されたけれども、その件についてはまだ協議中というようなことかと思いますが、これもつくられて2年ぐらいですかね、なって協議を重ねてあるわけですが、この地域ビジョンのまとめといいますか、大体いつごろまでに最終的なまとめをするような計画といいますかね、シナリオができているものか。それと、さっきあった9月19日に開かれた首長さん間での話、協議の中でのことも少しは漏れ聞いた部分がありますけれども、全体的にはよく知り得ないところがありますけれども、このところでの協議でいろいろやりとりがあったようなことも聞きますが、できますならば、かいつまんでどういうふうやったかもお聞かせ願えればと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

まず、期限というところで御質疑があったかと思いますが、将来のあり方検討委員会は25年7月26日、第1回目が行われております。記憶では恐らく翌26年の5月まで開催される予定だったということでございます。しかしながら、この間、9月19日に行われました東部地域の将来を語り合う県東部サミットにて、あり方検討会を衣がえしていきたいという広域行政推進委員会の場の提案をいただいているところでございます。

また、この間の県東部サミットについての中身の話でございますが、今申し上げました鳥栖市長から副市長、副町長レベルの将来のあり方検討委員会を広域行政推進委員会と、その場では名称の仮称は議論の中では出てきておりませんが、広域行政推進委員会の提案をしていきたいというふうな御提案を鳥栖市長がされたということが主な中身だろうかと思います。

私の個人的な意見を申し上げますと、合併に向けて進めていくためには、やはりビジョンをしっかりと1市3町俯瞰してつくっていくことで、合併の副作用、今、広域合併して周辺地の状況等を見た上で、その副作用に対する措置をしっかりとした上でビジョンを構築すべきだということをこの会議の中でも申し上げてまいりました。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今、町長から答弁いただきましたが、一応26年の5月ぐらいまでにとということだということをお聞かせいただきました。それと、あり方検討委員会から広域行政推進委員会に切りかえてやるというようなことになったようではありますが、今お話を聞いてみますと、鳥栖市が早い話、合併に向けて早くやりましょうよというようなことでの発言があったように聞こえます。

私もこれまでの合併の関係での経験を少し振り返ってみますと、前回、平成何年やったか、とにかく一番最初、合併の話でいろんな取り組みをしたときのことを思い出しますと、当時は1市5町、鳥栖市と三養基郡5町での合併協議のときのことを思い出しますが、あのときもとにかくいろんな準備が完全にはできていなかったものだから、とにかく十分なる議論を重ねて、その結論を導き出しましょうよということでやってきたかと思います。そういう中で、鳥栖市がそれを急ぎましょう、急ぎましょうと、自分のところの計画といいますか、それに沿って、早くうちの敷いたレールに乗ってくださいよというふうな向きの動きがあったものだから、三養基5町としてはそんなに簡単にはできないよというようなことで、最終的にはできなかったというような苦い経験をしておりますけれども、今回の、今町長からの話を聞きますと、また同じようなことかなという感じがしないでもありませんですね。

ですから、今言う地域ビジョン検討というのは、将来的には一緒になってというようなことで、十分論議を尽くして、そして今言うそれぞれの項目についてのすり合わせもやりながらということとやらせておられるところだと思いますけれども、やはりそういうふうな一方的なことがもしあったとしたら、それは余りいいことじゃないと思うところがありますので、その辺についてはやはり十分論議を尽くして、そしていろんな不安といいますか、そういうことが払拭されてこそ初めて、初めてその目的に到達するという形が一番いいことであることは間違いないものですから、そういうことでやってもらいたいと思いますが、今後について、広域行政推進委員会が再度開催をされていくと思いますが、次の開催の予定はいつごろされるのでしょうか。そして、その時点では当然今までの検討、議論されたことの、さらにまともに向かってということになりましょうけれども、その辺についての見通しといいますか、その辺よければお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

広域行政推進委員会については、先日、基山町と鳥栖市さんがお会いされたということで、今協議中だということで御理解いただきたいと思います。

私どもは、広域行政推進委員会にて行う議論の中に、まず、鳥栖市が今早急に進めているという認識は持っておりません。ビジョンについての検討をする場をもっとスピード感を持ってやっていただきたいということを申し上げております。

広域行政についての鳥栖市の感覚というものが、何といたしますか、これまでの平成の大合併の手順どおりに進めていかなければいけないという御認識をお持ちなのかもしれませんが、やはりビジョンをつくる場をまず設けていただきたいということで、私どもは広域行政推進委員会、合併を含む連携のあり方についての議論をする場に、ビジョンをつくる場、ビジョンを語る、協議する場というものを設けていただきたいということを申し上げております。

○８番（大川隆城君）

私が先ほど発言した中で、前回の平成の合併の折の苦い経験があるものですから、ついそういうふうにするわけでしたけれども、そうじゃないということであればちょっと安心をいたしました。

ただ、そう言いながらも、やはり当然、合併を前提としたということでの目的での検討委員会でありますから、十分論議を尽くすべきことは尽くさなくちゃいけない、それはもう間違いないことであります。ですから、先ほど26年5月というような示しがありましたが、その予定は過ぎたってそれはもう問題ないと思いますから、とにかく我が町としての考え方、そして方針、そういうことを十分皆さんに伝えていただいて、そして、その上でのいい形でのすり合わせができる方向で御尽力いただきたいと思います。

やはりとにかく、私がこういうことを言っちゃ失礼かもしれませんが、何といたっても東部地域で鳥栖市が大きゅうございますし、いろんな広域的な事務組合とかなんとかつくるにしても、鳥栖市が頭でということは当然あり得ること、そうならざるを得ないといえますか、そうしなくちゃならない面がいっぱいあります。それはそれでいいんですけども、私が個人的に思うことは、いろんなことでやっていく上で、鳥栖市がいろんな鉄道の分岐点とかという重要拠点であるということも含めて、いろんな形で発展といえますか、よくなっていくのが目に見えておりますが、それに加えて東部広域を構成する三養基郡の町がどうかといったら、なかなか鳥栖市に比べては少しテンポが鈍いといえますか、そういう感がしてなりません。

ですから、やはり鳥栖市は東部地域の兄貴分としてリーダーシップをとってもらえば、三養基郡のそれぞれの町もどんどんどんどん引き上げて一緒によくなるような形でリーダーシップをとってもらいたいという話をよくしているわけでありましてけれども、そういうことで鳥栖市さんにも取り組んでもらえるようにするためには、やはりこちらから十分言うべきことは、伝えるべきは伝えて、そして理解を求めていくよりほかないもんですから、とにかく今後に向けて、さらに町長、そして副町長、それに担当課長、いろんな面で大変な面もあるかと思いますが、十分論議を尽くして、いい結果に結びつけられるように御尽力いただくことをお願いして、この項を終わります。

以上です。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「結構です」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。小・中学校の授業の土曜開校について、執行部の答弁を求めます。

○教育長職務代理者教育課長（小野清人君）

おはようございます。大川議員からの小・中学校の授業の土曜開校に向けて、学力向上、カリキュラムの達成に必要ではないかという御質問にお答えさせていただきます。

土曜日の開校は、授業時数の確保や、これまで月曜から金曜までの間に行っていた行事等を土曜日に行い、授業時数に余裕を持たせるなど効果があります。

佐賀県がまとめました佐賀県総合計画2011においては、土曜日等を活用した教育活動の充実を重点目標として推進を行っております。平成24年度からは県内の学校を研究指定校に指定するなど取り組みをされておりますので、当町といたしましても、今年度、平成25年度から取り組んでおります。小学校では学期に1回程度実施をしております。中学校は3学期に実施をするように検討を今いたしております。また、今年度は夏季休業中に小学校では5日間、中学校では9日間の授業を実施して学力向上に努めておるところでございます。

また、全国学力・学習状況調査の公表について議員のほうから御質問がありましたが、この件につきましては、9月議会でも大川議員と矢動丸教育長との中で協議がありました。当時と状況が変わりまして、文科省のほうで公表は地教委のほうが行ってもよいというふうに変更になったわけですが、他市町は複数の小・中学校がありまして、A、B、C、Dというふうに上げられると思うんですが、どの成績かはわからないわけですが、上峰町につきましては小学校1校、中学校1校ですので、発表すればすなわちその学校の成績というふうになります。

発表した結果、成績が悪ければ、地教委としては校長を叱咤激励し、校長は教職員を叱咤激励し、教職員はすなわち児童・生徒を激励するというふうに、過度な競争をあおるということになりはしないかというふうに考えている次第です。そういうことでございまして、実際、現在では公表はしないということに、9月議会で答弁したとおりの結論になっております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今、小野課長からの答弁をいただきました。その中で、夏休みに小学校が5日、中学校が9日ということでの答弁をいただきましたが、やっぱりそれだけ休みの間にもするということは、何といたしますか、授業のカリキュラムに追いつくという言い方をしているかどうかちょっとわかりませんが、そういう目的もあってされているんじゃないかと思うわけですね。

それで、先ほど土曜の授業開校については、いろいろほかの行事とかなんとかの関係でというふうな話もありましたが、やはりそれよりかは基本となるものは授業としてきちんと

ろんな教科についてのことをさらにプラスアルファ的に協議をするということじゃないかと思うわけですので、当然、先ほど言われたいろんな行事の関係もしてもいいでしょう。それもしながらも、やはり基本はいろんな教科の授業を重点的にやるということをしていくべきじゃなからうかと思うわけですね。

加えて、今度は道徳も教科になったということで、これまでも何時間か知りませんが、されてきたかとは思いますが、この道徳の時間も今言うきちんと教科として取り扱うということとは授業時間数もふえるということでしょうから、その辺からいってもやはり土曜もきちんと、従前の午前中ですか、授業時間をとるという形でしていくことでしないことには、また余裕がないような形になりはせんかということを感じるわけですね。ですから、やはりこれが先ほど言いましたように、各市町の教育委員会の判断でよろしいということでもありますので、子供たちの学力向上に向けてのことですから、ぜひやってもらいたいと思います。

それと、今度は全国学力テストの公表の件であります、これも前回もそうでした。今回も大きな市町では何校もあるから公表してもというような話。振り返って、上峰においては1校、1校しかないから、それをしたら今言う成績がすぐわかって、それを上げるために過当競争的なことにつながりはせんかいという心配をしているということでもありますけれども、先ほど言いましたように、やはり子供たちの学力が向上することは町民みんな望んでいるわけですね。だから、さっきちょっと触れましたように、文科大臣も言うように、これは保護者や地域に子供たちがどれぐらいかということの説明責任があるんじゃないかということが1つ。それと、そういう場合に、仮に比べてちょっと低目だったとかということがあったとしたときには、やはり学校、地域、そして家庭が連携をして、これはいつも出てくる話なんです、これこそみんなが協力し合って、子供たちが勉強しやすい環境をつくとか、そういうことでの方策を取り組んで、そして皆さんの学力が上がって優秀な成績になってもらいたいということにつなげていくべきだと思うものですからね、これも全体的に見ればパーセンテージは低いほうかもしれないけれども、やはりそういう新しい感覚というか、可能性があることに向けて取り組んでいくことが必要じゃないかと思うわけですが、再度お尋ねいたします。

○教育長職務代理者教育課長（小野清人君）

大川議員の再度の御質問でございます。夏休みに5日間、9日間というふうなことを申し上げました。これにつきましては、学力向上ももちろんございます。最近、インフルエンザで学級閉鎖、学校閉鎖等をする学級、学校がありますが、そういう緊急時に学級閉鎖をしますと、時数が足らなくなります。それを補うということもあります。幸いにも学級閉鎖がなければ、それイコール学力向上につながるというふうなことでございます。

また、私の答弁の中で、土曜日に行事等を行うと言いましたが、今、行事等につきましては月曜から金曜までの時数の中で、例えば緊急避難訓練とか交通安全教室とか、そういうも

のをやっております。その時数が土曜日に行きますと、その避難訓練等を行っていた時間が残ると。残っていく時間の中でまた算数の授業をすとか、そういうことができます。そういうことで、そういった行事を土曜日の開校のときに回したらどうかというふうに考えているのでございます。

それから、道徳につきましてもおっしゃるとおりでございます。来年から教科になりますので、そういったことでちゃんと教科として教えていきたいというふうに考えております。それぞれ学力向上につながるようには実施をしていきたいというふうに考えております。

また、全国学力・学習状況調査の公表の件でございますが、文科省が言うように、各市町には説明責任があるというふうに言われるのはもっともだと思います。私がここでやりますというふうには答弁できませんので、近隣市町の動向を見ながら、来年度に向けて教育委員会内で協議をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

先ほど課長の答弁の最後で、教育委員会で協議をしていくということでもありますけれども、もう既に文科省は示しをしたわけですね。今言う土曜開校の件にしてもしかり、学力テストの公表についてもしかり、もう既に公表しております。そうすると、教育委員会としては、教育委員長を初め5人の教育委員さんいらっしゃいます。早速どうするかということでの検討はされているものと思っておりますが、先ほどの答弁では、今後教育委員会で検討というふうなことでありましたが、そういうことであれば、まだ何も具体的にはされていないということですかね。

教育長が今ぐあいが悪くてということもあるかもしれませんが、やはりこういうときこそ、早速、じゃ、どうしましょうよと。上峰としては、さっきちょっと触れましたように、よそがするからうちもそうしましょうじゃなくて、独自のこうしましょう、ああしましょうという検討を早速してもらいたいわけですね。そうしないと、前回から言っていますように、教育委員さんたちが共通理解、共通認識がされていないようなことじゃ、それじゃ絶対いけないことでありますので、こういう課題が出てきたときには早速やってもらいたいわけなんです、その辺をまずちょっとお尋ねします。

○教育長職務代理者教育課長（小野清人君）

大川議員の質問でございます。先ほど申し上げましたとおり、9月の定例議会の中で大川議員のほうから公表の件については質問がありました。その件につきましては、その当時の中では公表はしてはならないというふうになっておりましたので、そういった御質問があったということは教育委員会の中では報告がされております。今回、文科省のほうからの法の改正で公表してもよいということになりましたが、11月の終わりの教育委員会の中で諮ろうかというふうに検討しておりましたが、教育長が急な入院になりましたので、11月の定例で

は諮っておりません。教育長が帰ってまいりましたら相談をしまして、12月の定例教育委員会にでも協議をしたいというふうに考えております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今、11月定例ではできなくて12月定例でという話がありましたが、12月定例というのはもうされるのは月末でしょう。これは教育長がいつ現場に復帰されるか、ちょっと私存じ上げませんので、余りいろいろ言えないんですが、やはり復帰されたら早速やってもらいたいと思います。とにかくこういうふうで、ずっと本省からの示しが変わってきたことについては早速対応をしていかなくちやならないということはもう言うまでもないことでもありますし、加えて先ほども言いましたように、よそがするけんうちもじゃなくて、やはりうちとしてはどうかいと。上峰としての特色といいますか、やり方はこうですよという示しをする意味から、早速協議をしてもらって、その方向を定めてもらいたいと思いますが、もう一度繰り返しになりますが、言いたいことは土曜日の授業、いろいろ今のところは十分賄えているようなお話ですが、それならば、いろいろとゆとり教育ということで何年間かされたのでの批判が出てきたことは何だったかという、やはり土曜日を閉校にして、その分、授業時間が少なくなっているんなことがマイナスになったということも一因があるんじゃないかということとははっきりしていると思います。

ならば、やはり土曜日は開校して授業をやってということがいいんじゃないかということもう皆さん感じられるものだと思いますものですから、この上峰町から優秀な人材を送り出すということについては、やはり小・中学校できちんと基礎的な部分の勉強をしておくことが大事だということもう間違いないことだと思います。そういう意味合いから、ぜひその方向でやってもらいたいと思いますし、また全国学力テストの成績も公表して、そして地域に説明責任があることと、今度はその結果次第で、地域、学校、家庭が連携をして一緒になってバックアップする。これはもう全くそのとおりであって、今までいろんな学校の関係で、PTAの会合等々で、学校と家庭と地域が連携をとってという話はもう毎回出てきた。しかし、その実がどうだったかといったら、それが発揮されていないんですよ。でしょう。その思いが課長だってあるはずなんです。私もあります。

ですから、その辺をこの際、このことをきっかけにして、よりきちんとした連携を持ってやるということを取り組んでいくきっかけとしてするべきだと思うわけですよ。そういうことの中で、今度は通告していなくて申しわけなかったんですが、当然そういう方向に行くとするれば、今度はまた予算の関係とかなんとかいろいろ関連は出てくるわけですが、町長としてはその辺についてどういうふうに感じられるか、思われるかを一言ちょっとお尋ねしたいと思います。ですから、課長にはさっき私が言ったことでの今後の取り組みについての教育委員会としての課長サイドでの考え方、町長としての今言う受けとめ方がどういうふ

うかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

大川議員の御質疑でございますが、今、教育課長が申されたとおりであろうと思っております。基本的には、一般論として申し上げますと、必要な情報公開、保護者の方々の税金で実施する、いわゆる学力テストについての情報公開は必要だと私も思っております。競争を持ち込むことが学力の向上につながることは言うまでもないと思っておりますが、1小1中の本町においての対応というのはまた特別なものがあるだろうと。その際には、きめ細かにルールをつくっていくということでの公開ということになるのではなかろうかなというふうに思います。

これは教育委員会の議論のあるところでしょうから、私のほうからはそういう思いを申し上げさせていただき、教育委員会のほうで、今、小野課長申されましたように、協議を早急に教育長復帰次第されるということですので、協議を見守っていきたいというふうに思います。

以上です。

○教育長職務代理者教育課長（小野清人君）

大川議員からの御質問でございます。私も、ゆとり教育というものが数年実施されておりましたが、そのときの弊害というのが少なからずともあったというふうに思っております。

議員言われますとおり、PTA、地域等を取り込んだ教育を実施して学力向上に努めていくというのは最大の計画でありまして、そういうことが実施できればいいなというふうに考えております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

ただいま町長の考え方もお聞かせいただいてありがとうございます。課長からの答弁もいただきましたが、課長自身も感じられておることを述べてもらいました。

そういう中で、先ほど町長が触れられたことと同じようなことでありますが、県内では武雄市がこの関係については一歩先を行く取り組みをされている感があるわけですね。その教育長さんが述べられていますことには、学力向上には学校と家庭の連携が必要である。テストの結果だけでなく、家庭での学習生活状況も公表し、対策をとることが大事じゃないかというコメントもされているようであります。また、県の教育委員会からは、学力向上には地域の協力が絶対に欠かせないというコメントも出ております。それやこれやを考えますと、さっきもちょっと触れましたように、上峰町から優秀な人材を送り出すには、学校と家庭と地域との連携をとってやるということをもっとみんなが共通理解というか、課題として受けとめて、そしてやるべきことが必要なことには間違いないと思うところですね。

そういうことの中で、もう一遍繰り返しますが、来年度以降はこれだけ各市町の教育委員

会に判断を委ねるということになっているわけですから、やはり上峰としてはこうしますよという上峰色といいますかね、上峰の特徴を打ち出すような形で、ぜひ取り組んでもらいたい。その基本には、先ほど言いますように、子供たち、小学校児童、中学校生徒が本当に一生懸命に取り組むような環境をつくってやって、学力向上に努力をし、そして優秀な人材として送り出せるような取り組みをするべきだというのが基本でありますので、その辺をぜひ取り組んでいただきたい。そのためには、教育委員さん方それぞれが共通認識、共通理解をしてもらい、そして前回、私がちょっと言いましたけれども、定例の教育委員会とかある場合に、一方通行的な報告で終わるじゃなくて、教育長がいらっしゃらないけれども、前回言われたように、盛んに意見交換をやっていますという答弁をされましたけれども、なおさらこういうふうな大きな問題が出てきたときには、それこそ活発なる意見の交換をやり、そして最終的には上峰色を出してということでもとめていただいて取り組んでもらいたいと切に願うところでございます。

そこで、最後になりますが、課長、教育長代行としての取り組む姿勢をもう一度聞かせてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長職務代理者教育課長（小野清人君）

大川議員の再度の御質問でございます。私は教育課に参りまして3年目になります。それぞれ3年間の中で研修とかに行かせていただきました。全国学力・学習状況調査で毎年上位にあるのが秋田県と福井県、その秋田県の先生が先日お見えになりまして講演をされたんですが、秋田は3世代の家庭が多いと。家に帰ったら、おじいちゃんかおばあちゃんどちらかがいらっしゃる。いらっしゃるからではないでしょうが、遊びにも行かず、まずは宿題をすると。そういうことで、何が一番大事なのかといいますと、家庭での学習、家庭教育が第一番目に来ると、その次に学校教育。家庭教育の中にも地域での教育というのはもちろんございます。ですので、地域性というのが非常に大きいのではないだろうかということをその先生は言っていっぱいしました。佐賀県がそういった状況にあるのかないのかというのは、ちょっと私ではわかりづらいところでございますが、上峰町でいえば共働きの家庭が多いというのは否めない事実でございます。

そういったこともございまして、先日の教育委員会の中でも、まずは家庭教育だよという協議がございまして、家庭での勉強をどういうふうにさせていくか、それについては親御さんを教育するというふうなことになります。その家庭教育をもうちょっと力を入れるような教育を私どもがやっていこうというふうなことは協議をされておりますので、来年度に向けてはそういったことを置きながらやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今、課長から答弁いただきました。おっしゃるとおり、秋田県が一番学力的には上位だと

いうことはもう新聞報道等でもされておりますが、それはそれとして、やはり上峰の子供たちのことを考えると、確かにおっしゃったとおり、家庭での教育といいますかね、指導といいますか、それも当然大事なことであります。ですからこそ、課長も言われたとおり、子供たちもそうですが、親御さんあたり、保護者の方に対しての教育といったら語弊がありますが、取り組む対応の指導といいますか、それも教育委員会は業務の中に包含していると思うわけですね。ですから、そこもやはりきちんとした対応をどうするべきかということも十分考えてもらいたい。

先ほど言いましたように、武雄市の教育長が言われた家庭での学習生活状況もという文言がありますが、まさにそのとおり、家庭でのどういう状況かも把握しながら指導をするべきはしなくちゃならないということを述べてあるものだと思うわけです。

ですから、再度言います。教育委員さん方が子供のことを十分考えて協議をされていると思いますが、なおさら、こういうふうに文科省の方向が変わってきたことの中に、各市町の教育委員会の判断に委ねるところまで来たわけですから、そこを十分に受け取ってもらって、じゃ、上峰の教育について、子供たちの教育については私たちがやりますよというぐらいの気概を持って教育委員さん方には取り組んでももらいたいし、また私たちも含めて、地域としての協力、バックアップできる部分はまた頑張っていかなくちゃならないと思っていますので、そこをぜひ、教育長が現場復帰されたら早速、もう当然おわりのこととは思いますが、十分協議をされて、今後、私としては、今言う各委員会に委ねられたことを基礎として、上峰としてどうするというのを打ち出してやってもらいたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げて、この項目の質問を終わります。

以上です。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「結構です」と呼ぶ者あり）

8番大川隆城君の質問が全て終わりました。お疲れさんでした。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、11時15分まで休憩いたします。休憩。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

7 番吉富隆君、お願いします。

○7 番（吉富 隆君）

皆さんこんにちは。ただいま議長さんからお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

本当に1年間が早いものでございまして、あと3週間もすれば新しい年を迎えるわけですが、1年間を振り返ってみますと、本当にいろいろな問題等々がございました。今、国会でもいろいろと議題に上がっております尖閣諸島の問題とか、農業問題につきましても、いろいろとお決まりもしたようでございます。そういったことを勘案しながら、農業問題、そして町の風水害対策、町の町道整備について、大きく3点ほど質問をさせていただきます。

第1点目の町の農業対策についてということで質問をさせていただきますが、毎回、同じような質問をしております。しかしながら、中身については若干変わってきております。これも、国会での決まり事が地域に大きく影響するであろうというふうに考えております。

その中で、農業振興対策協議会の予算についてお尋ねをするわけですが、こういった農業振興対策協議会という組織を立ち上げた町長に対して、非常に評価をしていかざるを得ない。また、町民の皆さんと申しますか、農業従事者についてはいい評価があるようでございます。しかしながら、中身についてもっと足腰の強い協議会にしていきたいと。そういった中で、予算についてお尋ねをしまいたいというふうに思っております。

この農業振興対策協議会が1回開催され、そして、2回目がいつされるかわかりませんが、今年度中に1回はするというふうな話を聞いておりますが、その予算が1回だけの予算しかございません。そういった中で、12月もきょうで九日ですかね。そうしますと、いよいよ来年度の予算の問題がもう出てきているかと思えます。その来年度に向けての予算、どのように考えておられるかお尋ねをしたいというふうに思います。

2点目に減反問題でございますが、これも、5年後には減反という言葉はもうこの世から消えるということで私は理解をしております。また、そういった中で、農業のあり方が大きく変わっていくであろうというふうに思います。と申し上げますのが、国での協議をいろいろと精査しますと、減反をなくして所得を倍増にしたいというのが政府の考えのようでございます。そういった中で、飼料米をつくると。飼料米についての補助金が、1反当たり105千円というのはもう決まっております。飼料米にそれだけの補助を出す。そうしますと、減反という言葉が消えると、減反奨励金というのは自然となくなります。そうしますと、食料米をつくる人が少なくなるであろうというふうに僕は考えます。そういった調整をするのが、県が移譲をされて、県が町に移譲するであろうと。この割合というものが非常に問題になってきます。そういったことを考えますと、この減反について町はどのようなお考えをお持ちなのか、今から協議をする必要があるであろうというふうに思いますので、町の考え方をお尋ねするものでございます。

3点目に、中山間地の対策でございますが、上峰町には、法的には中山間地というのはないというふうに思いますが、上峰町だけで考えると、大字堤付近については中山間地に値するであろうというふうに僕は考えます。そういった対策も、今後していく必要があるだろうというふうに思いますので、町の考えをお尋ねさせていただきたい。

それから、4番目に転作についてでございますが、今まで、農業のあり方としては米、麦、大豆が90%以上を占めております。そこで、町には、町長を頼ってこられた元気もりもりファームさんが法人化されて定着をしつつある。このことについて、行政はバックアップを表に出してするべきであろうというふうに僕は思います。そういった考えがあるかどうか、お尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

それから、大きく2点目に、町の風水害対策でございますが、これは地震も入れたかったんですが、とりあえず今回については地震は削除して、対策の組織をどのようにされているのか。そして、この対策の組織づくりを質問させていただきますが、あるとするならばどのようなことをやっていこうと考えておられるのか、お尋ねをしたいと。同時に、ことし1年間を振り返ってみますと、台風での災害というのが、日本列島において大きくことしは災害が出ております。とうとい命を亡くされた方も非常に多いかと思います。と同時に、フィリピン沖での台風の被害、数字的にどのくらいの力があるかはわかりませんが、風速90メートルというようなことも報道されております。そういったことも、我々の町に来ないとは限らないので、そういったことの考え方を今どのようにお考えなのか、お尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

3点目に、町道の整備についてでございますが、今、我々議会としては、議長を初め毎月第4週目の月曜日にパトロールをしております。そういった中で、町道が非常に荒れております。その対策は1つも手をつけていないのが現状であります。そういった計画をきちっとした形をとっていくのが僕はいいだろうというふうに思います。と同時に、同僚議員からも、地域のいろいろな道路問題について質問がっておりますが、質問があったときだけ対応されて、あとは水面下で眠っております。それじゃ、何ぼ議会から質問をしても意味がない。きちっとした形で臨んでいただきたいというふうに思っております。そういった中身について、町の考え方をお尋ねしてまいりたいというふうに思います。明快な御回答をお願いいたします。そうすると、午前中に終わらないと思いますが、早目に終わらせていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

7番吉富隆君の総括質問が終わりました。これから答弁を求めていきます。

第1番目に、町の農業対策について。その中の1点目、農業振興対策協議会の予算についてということで執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

皆さんこんにちは。私のほうからは、吉富議員の町の農業対策についての中、農業振興対策協議会の予算につきまして答弁申し上げます。

この協議会につきましては、10月31日に第1回目の会議を行ったところでございます。議員質問のこの協議会の予算につきましては、先ほど議員からもおっしゃられたとおり、今年度の予算につきましては、もう1回、農業振興対策協議会を行うということで、1回分の費用弁償が今年度についてはございます。

来年度以降の予算につきましては、今後はこの会議を開催する中で、町の農業振興対策の方向性に合った予算措置をしていかなければならないかと思っております。そういうことで、今後は、その会議の中身によって予算づくりということをしていきたいと思っておりますので、今のところ、来年度予算につきまして幾らするということについては、まだ未定でございます。

以上です。

〇7番（吉富 隆君）

今、振興課長からの御答弁でございますが、第1回目の農業振興対策協議会というのを開催されまして、私もその一員でございました。10名の中で、全員が学識経験者というふうになっております。そういった中で、第1回目の協議会の中で、足腰の強い組織づくりをしてくださいよというお話を私はさせていただきました。ところが、来年度の予算についてはいまだに何も考えていないということでは、非常に困るわけですよ。中身を見ながら予算をするということは補正なんですね。そうしますと、この農業振興対策協議会という立ち上げをして、非常に町長さんの評判というのは農業従事者から高いんですよ。若いながら非常に農業に力を入れてくれるというふうなことで、町長さんは非常に評判が高いんですよ。だとするならば、計画性がないじゃないですか、中身は。計画性があるとするならば、来年度予算についてはもう計画の中に入れなきゃできないというふうに僕は思います。

今、国会で農業対策の問題については非常に議論がされております。TPPの問題にしても大詰めに来ております。そういった中で、町の農業というのをどのように行政が考えておられるのか。せっかく立ち上げた組織が、組織的に足腰は弱い。予算さえ次んがまだわからない。予算査定も、もうそろそろじゃないですか。せっかく立ち上げたこの組織の充実をしていくなれば、もうその協議はあってしかるべきだと僕は思います。

そういった中で、課長だけに質問をするわけにはいけないので、副町長さんが来られて半年になります。県庁の職員で町に来ていただいておりますので、副町長さんがまだ詳しいんじゃないかと、こういった問題については。県職員ということでございますので、知事も農業対策については非常に力を入れておられます。三養基郡内の議員の研修には、知事がお見えになりました、講師として。農業問題については、かなりの力を入れておられますので、この予算等々について、副町長さん、どのように今後をお考えなのか、お尋ねをします。

○町長（武廣勇平君）

7 番吉富隆議員の通告に従いまして、私のほうからお答えを申し上げさせていただきたいと思います。

この農業振興対策協議会は、今、担当の江崎課長が申されましたように、第1回の会議を終え、残りの1回の費用弁償分の予算がございますが、今後、これから行う国の、まだ国会に提出中の法案もあるということですのでけれども、それが可決次第、県を通じてさまざまな施策の展開が各市町まで及ぶことになろうと思います。課題が山積する農業の、本町における課題というものをしっかり見きわめた上で、費用弁償費用について予算化を第2回目の開催に当たっては皆様と協議できるように、今後進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

副町長に答弁を求めておられますけれども。

○副町長（八谷伸治君）

吉富議員の御質問にお答えいたします。

今後、開催される第2回目の協議会の中で、来年度の計画等も協議されると思いますので、そのところで来年度の計画も協議していくこととなろうかと思います。

私からは以上でございます。

○7 番（吉富 隆君）

何か、協議会に責任転嫁されるようにしか僕は聞こえないんですよ。第2回目の協議会を見ながら予算を組むとか、行政がちょっとそれは答弁ですかね。答弁じゃないでしょうもん。こういった組織を立ち上げて、第2回目の協議会があってから方向性を決めるとか、これは答弁じゃないと僕は思う。12月ですよ、来年3月の当初予算に組み込むべきであるとするならば、今協議をしておいてもいいんじゃないですか。2回目の予算はあるんですよ。ただ、費用弁償だけの予算なんですよね。だから、その協議会をするのは、非常に農業従事者は望んでおられます。今、テレビ、新聞等でいろいろな問題等々を国会でも協議をされております中で、農業問題について先行きが見えない。こういった中で、担い手の教育もするというのは、いつから行政は言いよっですか。そのために協議会を立ち上げたんじゃないですか。だとするなら、その予算の当初予算ぐらいもう計画があってしかるべきだと僕は思います。せつかく副町長を連れてきて、今の答弁で答弁になるわけじゃないじゃないですか。ね、副町長さん、あなたは県とのパイプ役をやりますと当初言っておられます。もう半年ですから、そろそろいいんじゃないですか。県との協議も足を運んでいないとしか判断しようがない。副町長が来たおかげで、町長も行動はしやすくなったと僕は思います。もっと活気あるまちづくりを町長はやるべきだと思う。2期目を迎えられるまして、町長さんちょっと元気がなかもんね。もう少し若者の町長らしく元気を出して、こういうことをやりましょようと、議会協

力してくれんねということぐらいは、どんどん先に進めていただきたい。町長、期待しとつとですよ、農業問題については。この予算については、いま一度こうしますという答弁をいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

7番吉富隆議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

少し伝え方で誤解を生じているところがあるかもしれませんが、議員御指摘の予算という意味は、費用弁償のみならず、農業振興にかかわる予算ということかと思いました。先ほど御質問に上がっていたのは、農業振興対策協議会の予算ということでございますので、これは、この協議会の中でいろいろ協議をした上で農業の課題について整理し、これから取り組むべき課題についての予算というものと、それに応じた話し合いの回数の費用弁償費を当初予算に設けるということになってくるということになりますので、農業振興対策協議会の予算としては費用弁償のみでございます。基本的に、地方自治法第149条の2号にありますように、予算を調製し及びこれを執行することは、公共団体の長が担任するということでございまして、しかしながら、逐条解説等を見ますと、地方自治法第180条の2には、地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、委員会、委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員等に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員にて補助執行させることができるという意味でいえば、ここに限定列举されていますので、例えば、本町で申しますと教育委員会さんや農業委員会さんとの行政委員会に対する予算組みは行えるということになります。よって、ここの農業振興対策協議会においては、この会議を附属機関として招集し、その費用弁償のみ予算として捉えられるという意味で私は先ほど答弁をしまりました。

この費用弁償につきましては、繰り返しになりますが、やはり農業の本町における課題を把握した上で、何回ほどの協議が必要かというところから当然、予算組みは行っていくべきだというふうな視点に立っておりますので、第2回の開催においてこの課題の整理、第2回は、先ほど議員からも言われました、畑作を行っていかれている現在のところから意見聴取するとの間の話し合いでなりましたので、その意見を聞いた上で今後、来年の協議の回数について定め、費用弁償等を設けていきたいというふうに思っております。

○7番（吉富 隆君）

私は、この農業振興対策協議会というのは非常に興味を持っております。そういった中で、計画性をきちっとやっていただきたい。だとするならば、費用弁償の予算だけなんですよ。26年度に何回の協議会をするという計画ぐらいはあつてしかるべきだと。その中で、いろいろな問題等々が出てくるであろうと思います。そういった中での農業に対する予算というのは、別にこれは補正なり何なり、再来年度の予算とかになるであろうと。まずは、この協議会の充実を図るべきものだと思います。そうしますと、26年度については何回やりますよと。

協議会は何回立ち上げてやりますということの計画は、今立てられるんじゃないですか。それだけの積極性を持ってやっていただきたいという、これは僕はお願いをしているわけですから、中身を見てやるということじゃなくて、行政がきちっとした計画を持って、年に何回の協議をやります。そういう中で、中身を精査しながら協議を進めていく。そうしないといけない。2回目も、いつやるかもわからないでしょう、第1回目をやって。だから、計画性を持ってほしいというふうに僕はお願いをしているわけですから、きちっとした形で、2カ月に一遍やりますよとか、3カ月に一遍はこの協議会をやりますよということの計画性を持ってほしい。そうしますと、10人の枠組みですから、1回10千円じゃないですか、そうでしょう。10回やっても100千円なんです、予算は。それだけ農業は深刻化になっている、先の見えない状況下にありますので、せっかくよその町にない農業振興対策協議会という組織を立ち上げていただいたので、それぐらいのことはやっぱりやっていただきたい。せっかく立ち上げたことは、きちっとした形をとっていただきたいというふうに思っておりますので、いま一度、御回答をいただければと思います。

○町長（武廣勇平君）

吉富議員の再度の御質疑にお答えを申し上げます。

この農業振興対策協議会は、要綱設置型の附属機関ということで、他の審議会、意見をする、いわゆる諮問会議等々と同等の扱いでございます。そこでは、行政のほうで必要に応じて諮問を行い、必要な御提言等をいただくということで、我々はこのほかの審議会等でも、そうした開催の仕方を行っております。御案内のように、農業についての課題は大変山積しておりますし、これから本町における取り組みを加速化していきたいという思いは変わりませんので、議員の御指摘を受けながら、次回までにある程度の案を示しながら、協議会の開催を当初予算に向けてつくっていききたいというふうに思っております。

○7番（吉富 隆君）

本当に、すっきりとした御答弁じゃないんですけれども、3月定例会がもう一回ありますが、3月定例会までに考えるということですが、それはちょっと考えなきゃいけないというふうに思っております。3月定例会の予算書を見ないと我々議会人は見えてこない。最小限度この12月で、やはり計画を持った御答弁がいただきたい。諮問機関とかいろいろ、何条の何項にどうだということは理解していますよ。せっかくこういった組織をつくったんだから計画を持って、町長の一言でできるはずなんですから、これ。できるんですよ町長、それだけ権限をお持ちですから。せっかくつくったことを水面下に眠らせる必要はない。いいことはどしどしやっていただきたい。大変これ喜んでおられるんですよ、農業従事者は。

そういったことで、こればかりに時間をかけるわけにはいきませんが、町長、ぜひとも3月定例会にはきちっとした形で予算をお願いしたい。数字で割れば年何回やるということは出てきますので、その旨お考えをいただいて、きちっとした形で当初予算に組み込みをお願い

いしたい。切にお願いをしておきたいというふうに思います。御答弁は要りませんので、先に進んでいただきたいと思います。

○議長（中山五雄君）

2 番目に、減反問題についてということで、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

続きまして、吉富議員の2 番目の質問で、減反問題につきまして答弁申し上げます。

御承知のように、政府におきましては11月27日に農林水産業・地域の活力創造本部を開き、米政策を含む経営所得安定対策の見通しと、日本型直接支払制度の全体像を正式に決定しております。平成26年度につきましては予算措置、平成27年度からは法律に基づき実施の運びとなっております。

中身につきましては、議員先ほどの質疑の中にも言われたとおり、米の直接支払交付金、来年度につきましては10アール当たり15千円が7,500円と。平成30年度からそれを廃止ということになり、一方、飼料用米、米粉用米につきましては、収量に応じて単価を増減する数量払いを導入されます。10アール当たり105千円を上限に非主食米の生産支援を強化し、需要に応じた米生産を目指すとなっております。そのほか、いろいろと見直しのポイントが上がっておりますが、特に米の生産調整等につきましては、先ほど議員が申されたように、国としては水田活用の直接支払交付金の充実等を進めながら、その定着状況を見ながら、5年後をめどに行政による生産数量目標の配分に頼らず、国が策定する需要見通し等を踏まえ、生産者、収益業者団体が中心となり、需給に応じた生産を行えるよう、行政、生産者団体、現場が一体となって取り組むというようなこととなっております。よって、町としても今後は非常に難しい面が出てくるかと思えますけれども、このような国の見直し策につきましていち早く情報をつかみ、先ほど言いました農業者、県、町、行政または農業団体が適切に連携していくことが必要かと思えますので、先ほど申し上げましたとおり、今後は、そういうふうな団体と密に政策をとりながら協調していきたいと思えます。

以上です。

○7 番（吉富 隆君）

ただいま振興課長から御説明があったように、そのように国ではなっているようでございます。平成26年度につきましては、減反はもう決まっておりますので27年からになるかと思いますが、いち早くこれは取り組まないと行政の負担というのが非常に高くなってくるであろうと憶測をしますが、そこにJAさんがどのような形でかんでくるかという問題もあるでしょう。しかしながら、行政の仕事というのは免れないというふうに考えております。そうしないと、日本の農業というのは先行きが見えない。私は、政府はきれいごとにはかすぎないであろうと思います。農業の所得倍増とかきれいごとを言っておられるようでございますが、非常に汗まみれ、泥まみれになる、実際に現場で働く農業従事者というのは年々減って

きております。それなりの補填をしないと、安全で安心な食糧供給というのはできないであろうと。大きく変化をする農業をどのように町は考えていくのかということは、もう今から対策をしておかないと、時間的に1年しかございません。1年ないと僕は思っております。26年度の半ばごろには、こういった問題は大きくクローズアップするであろうと考えます。そうしますと、半年しかないわけですよ、半年。急務を要するというふうになります。江崎課長が言うように、本当に厳しい状況下に行政もなってくる。農業もなってくるであろうというふうに思います。そこに、T P Pがどのような形で決着をつけるかわかりませんが、そういった問題等々も考えて、やはり今後、いい組織づくりを町長されたので、そういったことも含めて、また、これには予算等々の問題がまたクローズアップ、出てきます。そうしますと、議会とのコミュニケーションはすごく大事になってくる、私はそう考えております。この減反問題については、非常に大きな問題として行政として捉えていただきたい。せっかく上峰町も町長の御提案で地下排水事業、いわゆるフォアス事業が約85%強、26年度で終わります。農業はしやすく、町長の提案で出てきておりますので、非常に農業従事者というのは助かっておるようでございますし、評判もいいようでございます。もうそういったことを着実に進めていくのが行政の仕事であって、いち早く上峰町はそれに着手をしたということで、注目の的になっております。そういったことを今後も引き続きやっていただきたいし、ここで後ずさりするわけにはいかないと僕は思います。そういったことでこの減反問題について質問をしているわけですから、きちっとした形を今後とっていただきたいし、町長のお考え、副町長のお考えが今後どうあられるか、取り組みの意気込みと申しますか、今後、上峰町の農業対策としてどう考えるか、この減反問題について、町長さん、副町長さんにお尋ねをします。

○町長（武廣勇平君）

7番吉富隆議員のお尋ねでございますが、減反問題についてということで、私は、これまでの土地改良の皆様方の取り組みと、今興している振興対策協議会の取り組みは、今の政府が行っていくこれから進める方針と何らバッティングするものではございません。むしろ、私どものやっていることは正しかったというふうに思っているところでございます。

林芳正農林水産大臣が、記者会見で需要に応じた米を安定的に供給できる体制を構築したいと述べられたように、先ほど議員も申されましたが、これからは——日本人の米の消費量は今、過去50年で半減したと言われておりますし、肉や乳製品等の消費がふえ、日本人の食生活が多様化していく中で、米の流通が2004年に自由化された結果、消費者がより好みに合わせて米を買うようになったということで、例えば、水分が少なくてチャーハンにできる米だったり、冷めてもおいしい米と「さがびより」が評価される時代になっていると思います。

政府のほうも、今後10年間で農家の所得を倍増させるという目標を掲げ、減反を5年後をめどに廃止するとしながら、主要米が供給過剰にならないよう需要予測を基に生産量の上限

目標を決めて、都道府県を通じて各農家に配分していた政策から、2018年度をめどにこの配分をやめると同時に、減反に協力する農家に支給する一律補助金を、来年度から半額の7,500円にしていくという、これはつまり、自由競争に委ねていきながら、効率の高い大規模農家の皆さんへの生産集約を加速させ、稼げる農業への脱皮を期待しているということだと思えます。賛否は承知しておりますけれども、減反廃止は、本当に日本の農業のターニングポイントになるというふうに思っております。

しかし、いろんな不安がある中で、一方で、先ほどから出ています飼料用米等の補助金の拡充も決まっています。極めて現実的できめ細やかな対応であると思っています。先ほど課長が申されました家畜の餌にする飼料用米の転作を促す補助金を増額し、主要米の米をつくるのとはほぼ同等の収入を得られるようにすることですが、それによって競争が厳しくなりそうな主要米から飼料用米に切りかえる農家がふえることになります。そうすることで主食用の生産が抑えられ、減反と同様の効果が生まれることを狙いとしています。

水はけの悪い水田は畑作への転作が非常に難しいけれども、米ならそのまま使えるということで、政府のほうでも年間の需要が年間450万トンあると試算されているようです。そうした意味から、今の飼料用米の補助を10アール当たり今現在80千円ですけれども、来年度からは、面積当たりの収量に応じて増額する仕組みを導入するということになっていると聞きます。これは、水はけの悪い水田への現実的な対応ということで、本町におきましては自立を促す環境整備ということで、土地改良さんを初めさまざまな取り組み、生産技術を革新し、基盤整備を整え、畑作への誘導を試みようというふうに今現在議論しているところでございますので、こうした自治体が指定する重点作物に補助金を上乗せできる制度を拡充すると聞いておりますので、その点の情報をしっかり見守りながら、本町の振興会議にて協議して、御提言をいただいた内容を町としても進めていきたい、そのように考えております。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。7番吉富隆君の一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

御異議なしと認めます。よって、1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

7番吉富隆君の一般質問の途中でございましたので、八谷副町長の答弁をお願いします。

○副町長（八谷伸治君）

吉富議員の御質問にお答えいたします。

議員も言われましたとおり、これから減反問題等につきましては、県から町への業務移譲等が出てくると思います。私の役割といたしましては、県がお持ちの情報等をなるべくいち早く把握し、上峰町の農業にどう生かすことができるか、例えば、フォアス事業を生かした畑作の転換等につきまして、町長、また担当課、農業振興対策協議会のほうとも協議、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

今、八谷副町長さんの御答弁のとおり、副町長の役目というのをしっかりと担っていただきたいというふうに思います。

本当にこの減反問題につきましては、国は40年間、減反政策をとってまいりました。そういった中で、この減反という言葉がなくなるわけですが、これいち早く出てくるであろうと、国は5年後にと申しておりますが、飼料米等々の問題がここに挟んできますので、非常に大きな問題というふうに考えております。そういった中で、町の方向性としてこの減反問題については積極的に取り組んでいただきたいと強く要望をして、この項を終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい、要りません」と呼ぶ者あり）

次に進みます。中山間地の対策についてということで、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

続きまして、吉富議員の3番目の質問であります中山間地の対策につきまして答弁申し上げます。

中山間地域の指定につきましては、地域振興立法の指定地域及び県知事が指定します特認地域でありまして、本町におきましては、議員御指摘のとおり中山間地域の指定はございません。

中山間地域の定義と申しますと、食料・農業・農村基本法第35条では、「山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」と定義されております。そうなりますと、御指摘のとおり堤地区あたりがその地区に似たような形ではないかと思っております。

今、堤地区におきましては、高速道路以南につきまして圃場整備を行っており、来年度にもってフォアス事業も完了という運びになります。そういう中で、その北部地区におきましては、そのフォアス事業の後には裏作、今現在、北部においても表作に対しましての裏作、麦関係がなかなか作付されていないのが状況でございます。先ほど言いましたこのフォアス事業が終わることにおきまして、そういうふうな裏作のほうにも手が入っていくことを望む

ところでございます。

そうなりますと、この中山間部、上峰町の北部につきましては、鳥越地区がいろいろと問題になるかと思っております。この鳥越地区の農業問題につきましては、どこの地区でも問題になっております高齢化の進行に加えまして、担い手の不足は言うまでもありませんけれども、この地区につきましては、先ほど申し上げましたとおり圃場整備の未整備地区でもございます。形状、用水等の耕地条件の悪さが一番問題ではないでしょうか。

現在、鳥越地区につきましては、田んぼの面積としては約6万5,000平米。うち、約1万2,000平米が耕作されております。農業法人のほうに約1万平米を貸されており、残りの約4万3,000平米が耕作されていない農地であります。この中山間地域の指定区域であれば、平成12年度から実施されております中山間地域等の直接支払制度等がございますけれども、この鳥越地区は米の作付のみのようですので、米の直接支払交付金だけが対象だと思っております。これも来年度より半額ということになります。今後は、このような地区につきましては、ますます遊休農地がふえる恐れがあると思われます。

国が、来年度より農地中間管理機構の制度を設け、農地の借り受け、貸し付け等の当該農地の管理、利用条件の改善等を目的にいたしました事業を県段階に設置しまして、展開する模様でございます。そういうふうな農地中間管理機構の制度を受け、遊休農地の発生防止、解消を、このような地区については円滑に進められるよう期待するものでございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

ただいま江崎課長のほうから中山間地域の対策について御答弁をいただきましたけれども、本当に、上峰町において大字堤地区が中山間地といえるかという問題については私も理解をしているところでございますが、上峰町の体系を見ますと、細長く南北に長い町でありまして、役場を中心として南側は続いた平たん地であると。役場を中心に北側については、山間地に値するであろうというふうに私は理解をしております。

そういった中で、この問題については裏作問題等々、遊休農地がふえる可能性は大であって、非常に難しい地域になるであろうと予測をします。そういった中で、町がどのような対策でどのような御指導をしていくのか、お尋ねをしたいというふうに思いますので、いま一度、見解をお願いいたします。

○振興課長（江崎文男君）

答弁内容につきましては重複するところがあるかと思いますが、まずもって、堤地区の圃場整備をされている地区です。先ほど言いました高速道路以南につきましては、これにつきましては来年度フォアス事業も完了いたします。そのフォアス事業が完了しました後には、私としては、そのフォアス事業の特徴を生かしまして、付加価値の高い裏作、転作をお願いするところがだだと思います。それに立って申し上げますと、先ほどから議員も言われ

ていました株式会社元気もりもりファームの会社組織なんですけれども、このような法人化の組織の事業者がフォアス事業をすることによって、裏作、露地野菜等もできやすくなるかと思います。

そういう中で、北部についての圃場整備地区につきましては、このフォアス事業を生かした政策をとっていきたいと思っております。ただし、先ほど言いました鳥越地区につきましては、圃場整備地区がございません。よって、先ほど言いましたフォアス事業もされない地区でございます。このような形につきましては、先ほども申し上げましたとおり、農地中間管理機構を御利用いただいて、そこにはまたそのような法人が、農地中間管理機構に預けられた土地を借りられてそのような露地野菜の栽培もできますので、私としては、この農地中間管理機構の制度を生かしながら遊休農地の解消、または裏作の展開ということを望んでいところでございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

あくまでも課長さんのお考えだと私は理解をいたしますが、この問題についても、非常に難しい問題だと私も推測をするわけでございますが、ぜひとも町の方向性をきちっとした形で御指導をしていただきたいというふうに強くお願いをしておきたいというふうに思います。

そういった中で、今、来年度はフォアスばするというようなことを言われておりますが、予算書を見ますと、北部についての予算書は上がっていない。これどう考えて御答弁をされているのか疑問を持つわけですが、私は、フォアスをするとかしないとかそういう問題じゃなくて、中山間地の対策を町の方向性としてお考えをさせていただきたいし、御指導を町としてやっていただきたいというふうに考えておりますので、その件について、いま一度御回答をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

もう江崎担当課長が申されましたとおりでございます。中山間地の指定地域はないわけですが、鳥越地区のような圃場未整備地域では、形状、用水等の状況で条件の悪い地域がございます。まず、株式会社元気もりもりファームさんを初めとする大規模志向の認定農家さんについての農地中間管理機構を通じた土地の集約等を行っていくべきだと思っておりますし、まず、視点としては遊休地、耕作放棄地からぜひとも耕作をお願いしたいということを申し上げます。

フォアスの話で先ほどちょっと触れられましたけれども、私どもとしては、土地改良北部地区と、碓地区のフォアスの施行について議会の御承認が得られれば、来年度には施工をしていきたいという旨で考えておりますので、皆様にもぜひ御協力をいただきたいと思います。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

大字堤地区の中山間地の問題につきましては、もう町長が今申されたとおり、ぜひとも先に進めていただきたいし、御指導も強くお願いをしてこの項は終わりたいと思います。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。4番目に、転作についてということで執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

続きまして、吉富議員の4番目の質問であります転作につきまして答弁を申し上げます。

本町につきましては、先ほど申しましたとおり、ほかの市町より早くフォアス事業の取り組みを行ったわけでございます。今の計画といたしましては、来年度、26年度をもって圃場整備地区を全て完了という計画でございます。今後は、今、農研機構が行っております九丁分地区でのフォアス圃場での実証実験、それと、つい最近その地区で行いましたその報告会、そういうものを上峰町全域がフォアス事業ということで取り組んでおりますので、ほかの地区でもこのような実証実験、または報告会をしていただきたいと。また、町としても望んでいるところでございます。そうすることによりまして、農業者がフォアスの特徴を熟知され、今後の国の新政策に当たった、良質で増収量につながる作物づくりや付加価値の高い農作物の栽培を行い、転作に生かしてもらいたいと思っているところでございます。

いろいろと私たちにも耳に入ってくる中で、フォアス事業、フォアスをした後の維持管理がなかなかまだ農業者に達していないということも報告を受けていますので、そういうふうなことをいち早くして、農業者の皆さんが、このフォアスの維持管理に適していってもらいたいと思っているところでございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

今、江崎課長さんの答弁を聞きよると、何か、農研機構さんが説明をしてもらいたいとかこういう御答弁でございましたが、行政がそういった取り組みをしないと、農研機構さんは来ないよ、そうでしょう。農研機構さんに、そういったデータを各地区に御説明をしていただけないでしょうかとお願いをしないと向こうからは来ないんですよ。今、九丁分地区と指名されましたけれども、九丁分地区は十数年間、農研機構さんとおつき合いをし、毎年、2町歩ぐらいを試験田として提供しているんですよ。だから、報告会をしてもらっている。そこら辺は勘違いしないようにしていただきたい。それだけの努力がないとできないですね。それは、それだけの時間がかかっているということを御理解をしておいていただきたい。せっかくこれだけの農業に対するフォアス事業をやっているのです、各地区の方に説明をしていただきたいたするならば、ぜひとも行政が主体となってその段取りをやるべきじゃないでしょうか。僕はそう思いますが、その件についていかがでしょうか。

○振興課長（江崎文男君）

私も、吉富議員おっしゃるとおりだと思います。私個人といいますか、私の考え方につきましては、ほとんど上峰町の圃場については、今回フォアス事業がなされます。しかしながら、まだ、そのフォアス事業のフォアスを、農業者の方々が熟知されていないと。維持管理がなかなかまだできていないという中で、いち早く進められた九丁分地区においては、もう既に、先ほど申し上げましたとおり実証実験をし、その報告会等をされております。そういう中で、このフォアス事業をされたところでの全域の組織化、それを目指したいと思っております。その組織化の中には、もちろん農研機構さんが中心になっていただき、ＪＡ、それと県の改良普及センター等の組織も中に入ってもらい、ほかの地区でもいち早くこのような実証実験ができ、また、全ての方に報告会を聞いていただき、そして、皆様方がこのフォアス事業、フォアスに対しての特徴を熟知され、よりよい作物を展開してもらいたいと思っていますところでございます。

以上です。

○７番（吉富 隆君）

何か、行政の考え方としては、責任が農研機構さんにあるようなお話のようにしか聞こえない。ぜひとも行政が主体となって、そういった協議会をしていただくということでお願いをしたい。そのようにしていただければ幸いかと思っております。

まずはこの転作問題でございますが、せっかく上峰町に法人化された方が拠点をおろし、活動をされております。これも、町長を頼ってきているんだから、行政としてどうあるべきかと。元気もりもりファームさんに対して、表に出てバックアップをする必要があるのではないかと思います。そういったことで、フォアス事業というのが生きてくるであろうと思いますし、今後、町長としてどのようなお考えなのか。せっかく来た元気もりもりファームさんを町として支援するのか、バックアップするのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○町長（武廣勇平君）

７番議員のお尋ねですが、重複しますが、農研機構が、今、九丁分地区において展開されておりますフォアス圃場での実証実験は、本町にとっても農家の皆さんにとっても意義のあるものだと思います。今後は、農研機構を中心に、三神農業改良普及センターやＪＡを入れたところで、フォアス圃場の営農組織をつくり、ほかの地区での実証実験やその報告会及び営農指導を展開してもらおうべく、私どもも働きかけていきたいと思っております。

○７番（吉富 隆君）

町長さん、私は元気もりもりファームさんの件を町としてバックアップしていくのと。せっかく町長を頼ってきた——上峰町を頼るということは、町長を頼ってきたということだと僕は思います。それなりの投資もされておる中で、町の農業を守るためには必要不可欠であろうと僕は思うんですよ。その件の答弁をお願いしたんですが、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

今回、土地改良のフォアス事業がなされたところの元気もりもりファームさんが、その圃場を借りて畑作を行っておられるところというのは、これから出てくるというふうに予想しております。その意味でも、この元気もりもりファームさんだけでなく、農研機構が九丁分地区において展開されているフォアス圃場での実証実験の結果が、農家の皆さんに意義のあるものだと思っております、その点についての説明会等を、機構を中心に普及センター、JAを入れたところで私どもとしては働きかけ、開催していただく旨でお願いしていきたいというふうに思っております。

○7番（吉富 隆君）

ぜひとも、町としてそういったバックアップをしていただくということで私は理解をしてまいりたいというふうに思います。何かいいことをするのに、町長が表に出ることが一番大事なことであると、考え方としてですね。今まで、元気もりもりさんについては、自営努力でやってこられました。しかし、これから先、遊休農地をふやすということは不可能なんです、行政がバックアップしてくれないと。それと同時に、そういったことを薄々、みんな議員の皆さんも承知だとは思いますが、表にどっと出してこういうことでやっていくよ、町としてはということを切にお願いをしておきたいというふうに思います。答弁は要りませんので、先に進めていただきたいと思います。

○議長（中山五雄君）

先に進みます。

大きな2点目、町の風水害対策についてということで、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

7番吉富隆議員の御質疑で、町の風水害対策について、町の考えを問う（組織作り）と、そういうことでお尋ねでございますので、お答えを申し上げさせていただきたいと思います。

まず、この風水害対策ということで、これは予防対策ということなのかもしれませんが、実際の災害があった際の避難の組織については、自主防災の組織等で避難誘導等を行っていく必要がありますけれども、この風水害が起きた際の、議員がかねてから申しておられる水の風水害対策のことだというふうに通告で受けとめておりまして、それについてお答えを申し上げさせていただきたいと思います。

この切通川の堤防は、高いために地区内の水が切通川に落ちていないというところで、排水機を設置し、切通川に浸水地域の水を落とし込む御提案をいただいてまいりました。これについては、吐き流すことへの許可等が関係機関等で現在難しいという判断をしております。

また、共通の流出口に至る一連の流量の集合を水系と申しますが、前牟田地区、江迎地区の水は、水路支流を通じて六田川に流れ六田川水系ということで、これについても以前、議会でも御質疑がございましたとおりの答弁になりますけれども、井堰の改修が課題となっており、隣町との協議が必要で、また、土地改良事業についての改修工事についても、さまざま

ま思慮、相談をしておりますが、本来の河川改修と違うので、いまだ見つかっていないということでございます。

その上で、水防、水害に対する組織化ということは、まずその前に、この水系の井堰の改修というものを隣町としっかり協議をしていくということが優先されるべきではなかろうかというふうに、私自身は考えております。これは、また1回、前牟田地区、江迎地区の農業を営んでいただいている皆様方の御意見等の声も機会を通じていただいていく必要があると思っておりますし、ほかの選択肢を検討はしていきたいというふうにも思っております。

○7番（吉富 隆君）

ただいま町長のほうから御答弁をいただきましたが、勝手に自分なりの思いつきで答弁をされては困りますよ。町の風水害対策ということで大きく僕はタイトルをつけております。特に、台風、雨期時期の雨風等を僕は指しておりますので、上峰町全体のことでございます。排水機の問題とは別問題で考えて僕は質問をしておるつもりでございます。と申し上げますのは、防災対策というのも僕は出しておりませんが、防災無線と避難場所、よその町では防災対策センターをつくります、避難所まで含めたところでですね。そういった大きな上峰町だけの問題等を踏まえたところで質問をしておるわけですから、山つきについても、崖崩れとか土砂の被害等々も風水害には出てくると僕は思っております。そういった対策、上峰町の対策の組織はあると思うので、その組織をどのような組織なのかという問題を質問しているんですよ。だから、組織ということも括弧で含めて通告をしております。

私は、上峰町がこの風水害に対して対策というのは、町民の皆さんが、そのときに不安を感じられるので、どのような対策を町として考えているのかということなので、冒頭に申したとおり、台風で日本列島は物すごい被害を受けたわけじゃなかですか、土砂崩れにしても風水害。そういう意味で、上峰町としてどうなのと、どういう対策をお考えなのかという問題でお尋ねをしておりますので、ぜひともそのことで御答弁をお願いしたいというふうに思っています。

○町長（武廣勇平君）

大変失礼をいたしました。7番吉富議員のこの御質疑が、防災のことであるということで御答弁申し上げたいと思います。

町内には、私7カ所だったと記憶しておりますが、水防パトロールを行っていただきながら、毎年点検をしていただいております。自衛隊の皆様方、気象庁のほうからもメンバーに加わっていただいておりますし、関係の県の機関等、また国の機関等のメンバーもいらっしゃいます。加えて、警察の方はちょっと記憶がございませんが、メンバーについては、後ほど詳細を担当課長のほうからお伝えしていただきたいと思いますと思いますけれども、そういう組織で毎年点検をしているところです。

土砂災害指定地域がございます鳥越、屋形原地域について、これまで河川の改修等の努力

をしてきましたし、消防、水防団の長であります消防団長を中心に、毎年訓練を通じて屋形原地域の消防活動も今年度実施していただいたところでございます。そういった水防活動は、これまで同様継続して行うとともに、また昨今、地域防災計画の見直しの議論がございまして、原子力防災計画以外の、特に本町は風水害が一番の災害というふうに懸念されるところもあり、こうした風水害についての対策が必要だという視点で地域防災計画も順次見直しているところです。その議論の流れの中で、先ほど議員からもございました、防災行政無線の設置を計画的に実施していくということで、これも後ほど総務課長のほうから答弁しますが、今後、設計を行い、施工に向けて、これは防衛省の予算を活用して行う段取りになっております。

また、避難所が不明確だということで、地域の皆様方に避難所の指定エリアがしっかりとわかるように、避難所等の看板等も検討を現在しているところです。

またあわせて、ハザードマップについては、かねてから議会のほうからも見直しの要求がありますように、もっとわかりやすいハザードマップについて、私自身は今後検討して、新しいハザードマップを作成すべきじゃないかということは考えているところでございます。

以上です。

○総務課長（池田豪文君）

それでは、私のほうから御答弁申し上げます。

先ほど、町長のほうから水防パトロールのほうを申し上げたと思うんですけれども、水防パトロールにつきましては自衛隊、警察、それに土木事務所、農林事務所、そして、鳥栖・三養基地区消防事務組合、気象庁、筑後川河川事務所、それに町の消防団と、総務課と振興課、そういった機関、人員で年に1回、水防パトロールを実施しているところでございます。

それから、防災無線の件でございますが、平成26、27年度で整備を2カ年で行っていきたいという考えでおります。

あと、議員からの御質問の中で、組織ということで申されたかと思うんですけれども、組織づくりにつきましては、自主防災組織を町内の各行政区のほうに設けていきたいということで、平成23年度から本格的に取り組んでいるわけでございます。区長さん方、あるいは民生委員さん方へ啓蒙、啓発活動。それに、視察等を行いまして、拡充をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

ただいま、町長さん、総務課長さんからの御答弁がございました。確かに、今、答弁いただいたことについては僕も認識をしております。しかしながら、いつも僕は申しますが、地球規模で気象条件が大きく変わってきたと僕は思っております。そういった中で、風水害に対する強化が必要であろうと思っております。ことしでも、本当に何遍も申し上げますように、

日本列島は台風による被害が大きく出ました。フィリピンの問題については非常に、風速90メートルと、想像もつかないような数字でございまして、だからといって、この地域にこういったことが起こらないとも限らない。起きてからでは遅いので、町の風水害対策についてきちっとした形を行政でとっていただきたい。町は町の単独の考え方というのが必要不可欠であろうと思いますし、そういった問題はいち早く取り組むべきであろうというふうに思います。ぜひとも、この組織の強化、そして議会に、やはりこういった組織をつくったよという議会とのコミュニケーションが一番大事であるというふうに思いますので、その辺についても、今後とも議会とのコミュニケーションも切にお願いをしておきたいというふうに思います。組織はあるけれども、年に一遍の訓練とかじゃなくて、やっぱりその組織がやりやすいような行政の指導も重ねてお願いをしておきたいというふうに思います。答弁は要りませんので、強く要望をしてこの項を終わりたいと思います。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。3点目の町道整備についてということで、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

続きまして、吉富議員の町道整備についての町の計画につきまして答弁申し上げます。

先ほどの質疑の中をお聞きしていると、今回、私たちが出しました資料と議員の意図とはちょっと違うところがあったかと思います。先ほどの議員さんのほうの質疑に対しての答弁をまずはさせていただきます。

議員さんの質疑の中に、町全体の道路計画等ということでありまして、本町におきましては、今年度、国からの交付金約93,000千円を予算化してもらい、ただいま都市計画を引く前の団地の道路、側溝等の整備、場所につきましては、下津毛と切通の団地内の側溝の整備及びそれに伴う町道の整備ということで今年度実施しております。

また、同じく交付金の5,300千円の予算をもらい、町全体で申し上げますと、町道の舗装状況を把握するため、路面性状の調査委託を今年度行います。この路面性状の調査実施をいたしまして、今後の町全体の舗装計画を立てて、来年度以降、その計画に沿ったところで舗装計画を立てていきたいと思っております。

また、先ほど言いました団地内の側溝整備等におきましても、まだまだ都市計画以前の団地がございます。そういうふうな団地もあわせて、今後は計画を立てて実施していきたいと思っているところでございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

町道整備について、今、課長のほうから御答弁をいただきました。非常に計画性があるようにもとれるんですが、私たち、議長を初め議員10名でパトロールをやっております。その中で、非常に町道が痛んでいる部分が多い。だから、計画性を持ってどこからやる、ここか

らやるという計画を立てていただきたい。今、町民の方の声がこのように聞こえます。「広報かみみね」で財政状況がきちっと出されております。その中には、財政が厳しいと我々はあると思っているんだけど、町民の皆さんはそうは思っていない。数字が下がっています。じゃ、道路整備を早うしてくれんかいという声は多いんですよ。だから、やっぱりきちっとした形で計画性を持った道路整備をお願いしたいと、そういうふうに思っております。93,000千円の予算があったからどこをした、ここをしたということも大事なことでありながらも、やはり一遍に道路整備はできないと思いますし、計画性を持った道路整備をどのように行政として考えておられるか、いま一度——今後、計画を立てるということであれば、どういうふうにしたいということで御答弁をお願いしたい。

○町長（武廣勇平君）

今、7番議員がおっしゃいましたように、町財政に対する認識は議員のおっしゃるとおり大変厳しい状況でございます。その中で、我慢をお願いしてきたところで、町道の必要な整備がなされなければいけない箇所ということも多々あるということで認識しております。

基本的に、今のこの事業自体は町費を極力使わず、交付金や補助金等の活用をしながら町財政を健全化に向けて運営していくことと並行して、さまざまな懸案であった課題の事業について優先順位をつけて行っているという状況でございます。その優先順位をつける上で必要な視点は、先ほど担当課長が申しました、全町的な道路の荒れた状況を客観的に把握しながら、町費の改善、または交付金等の充用によって、一つ一つの問題に対処していくという視点で進めるべきであるというふうに思っているところでございます。

○7番（吉富 隆君）

今、町長さんが言われたことがわからんわけではございません。町長の考え方と町民の考え方はギャップが大きいんですよ。数字的に、「広報かみみね」で提示をされていますので、町民の皆さんは、財政は厳しくない判断される人は多いんですね、多いんですよ。我々は厳しいと、私は厳しいであろうと思いますが、そういった中でも、厳しいから何もやらないということじゃ、やはりできないと思う。だから今、江崎課長が御説明されたように、今調査の段階だということでございますので、それは調査を早くしていただいて計画を立てていただきたいというふうに思います。

また、資料要求をしておりました関係で資料が一部来ておりますが、この図面を見ますと、三上2号線、ヤクルト住宅1号線というのが一番上に記載されております。ここの道路整備については、もう8年になります、これは、問題が上がってから。8年。議会で言わなきゃ行政は動かない。同僚議員からも、地域別にいろいろな問題が質問をされておりますが、質問しなきゃ、1回きりで眠ってしまう。優先順位をつけてと言うけど、どこに優先順位のついとんね、ついとらんでしょうもん。本議会できれいごと言うたって通らんよ、それは。きちっと計画性を持ってやったなら、ここはこうつけておったけれども、こういう事情ででき

ないと、議会に報告する義務があるんじゃないですか。私はそのように考えます。厳しいようですけども、これはごく普通だと思っております。ぜひとも、計画順位を立てていただいて、世の中の変化に合わせて、それは修正は必要でしょう。しかし、8年前んところがそのままですね、そのままなんですよ、ここは。同僚議員からも、この問題は何回も出ているんですよ。僕は、全体的なものを含めて、この三上地区のこの問題、変則5差路の問題、眠ったまま。今後、どのようにお考えでしょうか、御答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

繰り返し申し上げますが町道の整備、新設と改修をちょっと別個に考えるべきであると思いますが、この三上地区の御質疑は新設道路についてでございます。新設道路は、御案内のようにその現況を――要望はかねてから上がっているものもございますし、その重要性もある中で、改修等を、先ほど江崎課長が申し上げましたように、ちゃんと調査をして行っていくと。並行して、弾力的に予算、町費が使える部分が出てきたり、また交付金の活用が見込めるものが出てきた際に、この新設道路についても考えるべきであるというふうな優先順位をつけております。

また加えて、かねてから申し上げておりますように、これからの議会との協議の中で、議会の御意見を優先して、道路整備については、新設道路については特に行っていくべきだと思っております。その際には、請願を優先していきたいということで、ここに採択時期も記しているところでございます。今後、新設道路の要望は費用対効果の議論はありますけれども、しっかり地元の同意ができ、予算の見込みが立つところで考えていかなければならない。これは、何も私ども地方公共団体のみならず、国も、しっかり地元の同意がなければ、調査費さえなかなかつけられないという現状でございますので、私どもも、確かにその考え方は町にも適用できる場所はあると思います。同意がとれないまま施工に向かって進めると、その費用対効果の議論からも長時間かかり、実際の供用開始が進まないという意味では、住民の皆さんの税金の使い方として不誠実だと思っております。同意がまとまるところから優先し、加えて請願事項を優先していくべきだということで優先順位をつけ、計画的に実行していきたいと思っております。

○7番（吉富 隆君）

ぜひとも町長さん、そのような考え方で進めていただきたいということを切にお願いすると同時に、地域地了解というのは、三上地区の問題について、これは地域住民の同意はできていると思っておりますので、ぜひとも進めていただきたいということを強く要望して、私の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（中山五雄君）

これで7番吉富隆君の質問が全て終了いたしました。お疲れさまでした。

引き続きまして、1番原田希君。

○1番（原田 希君）

皆さんこんにちは。1番原田希でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回、大きくは子育て支援についてということでございます。

上峰町は、皆さん御存じだと思いますが、人口がふえています。微増ではありますが、増加を続けております。今後も、この人口の増加を継続的に続けていくため、また、定住という意味においても、この子育て支援、特に若い方が多い、人口の構成でもバランスがとれているということをよく町長も言われております。そういう意味でも、今後とても重要な分野ではないかというふうに考えております。

そういう意味で、細かく1点目ですけど、現在の保育の状況はということで、過去の実績の資料をいただいておりますが、現在の保育の状況、こういった状況なのかということでお聞きをしたいと思います。

2点目ですが、特別保育事業の状況はということで、この特別保育ということに関しては、幾つか事業の内容というのは種類があると思いますが、私、たしか今年度の予算特別委員会で質問をさせていただいたと記憶しているんですが、そのときに、必要なものが事業として実施されていないものがあったということでお聞きをしておりました。それが現在どういった方向で話が進んでいるのかということで、その状況を伺いたいと思います。

3点目でございます。今後、保育事業をどういうふうに進めていかれるのか、町の考えをお聞きしたい、町長の考えをお伺いしたいと思います。

4点目でございます。これも過去の実績ということで資料をいただいておりますが、現在、4年生まで受け入れをされています学童保育、放課後児童クラブですが、これについても現在どういった状況で運営されているのかということで質問をさせていただきたいと思います。

また、最後5点目ですけど、今、4年生までなんですけど、対象学年の引き上げや時間の拡大といった、そういったことなどについて、今後どういった考えを持たれているのかということでお伺いしたいと思います。

子育て支援ということで、子育て支援と一言に言っても範囲がとても広いかというふうに思いますが、今回は仕事と子育ての両立という意味において質問をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

これで1番原田希君の総括質問が終わりました。

1点目、子育て支援について、現在の保育の状況はということで、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（江頭欣宏君）

皆さんこんにちは。今、原田希議員さんのほうより子育て支援、現在の保育の状況は、資

料5カ年分の実績ということで、今、お手元のほうに配付しております資料を御参照をお願いいたします。

平成20年度から平成24年度までの一般会計決算書添付資料により抜粋をした分でございます。表の説明ですが、区分は町内のひよこ保育園かみみね、ひかり保育園、町外の広域入所保育所に分け、また、年度ごとの定数と、ゼロ歳から2歳児、3歳児、4歳から5歳児ごとに年間の園児・児童数を記入して一覧表にまとめておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○1番（原田 希君）

資料を見させてもらいました。

まず、2つ園がありまして、広域ということで書いてありますけど、広域の範囲としては、どれくらいまで行かれているものか、もうわかられているんだったら、全部よければ教えていただきたいと思います。

○住民課長（江頭欣宏君）

広域の範囲でございます。

12月1日の入所の中で15園ありまして、みやき町が3園、吉野ヶ里町が2園、神崎市が5園ありまして、久留米市が2園、佐賀市が2園、多久市が1園、計の15園でございます。

以上でございます。

○1番（原田 希君）

全体的に保育を受けられている数というのは年々ふえてきているんですけど、広域に行かれている方の人数がふえているんですけど、この理由はどうしてだと思われますか。

○住民課長（江頭欣宏君）

広域の保育所の理由については、当初の申請のときから、勤務地の都合とかによって広域を希望されておりますので、よろしくお願いいたします。

○1番（原田 希君）

これは大分前にも質問させていただいたかというふうに思うんですが、結構、私の聞くところによると、もう町内がいっぱいで、入りたいけど入れないということで、町外に行かれる方がたくさんいらっしゃるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○住民課長（江頭欣宏君）

まず、保育所の入所については、上峰町保育の実施に関する条例の第2条により保育の実施基準を定め、規則第2条により申し込みを行っております。特に今年度でございますけれども、受付日時を決めまして、子育て支援係の職員が出向いて受け付けをしております。今年度でいえば、ひかり保育園が11月19日、ひよこ保育園かみみねが11月21日ということで、

町の職員が行って、面接を兼ねて受け付けをしております。そして、日程が合わない方については、役場のほうに申請書を提出してもらっております。そして、その後、面談については随時、園のほうに行ってもらっております。広域保育希望者については、役場のほうへ提出してもらいまして、関係する市町へ協議書を送って、回答書をいただいております次第でございます。

以上でございます。

○1番（原田 希君）

済みません、もう一度質問させていただきます。

私がよく耳にするのは、町内の保育園が定員がいっぱいで、町内に預けたいけれど入れなくて、よそに行っているという声をよく聞くんですけど、実際そういった声を聞かれたことというのはありますでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

今、原田議員がおっしゃるように、そういう声があって、町内は定員がいっぱいで、広域保育で保育所があるところに、町外に入所しなければいけないということは、数字に限って見ますと、そういう事実はございません。保育所定数の弾力化が平成10年にですね、保育所への入所の円滑化についてということで、厚労省より児童家庭局保育課通知により、定数の1.2倍まで運用可能という状況になっていまして、例えば、町内のひかり保育園さんであれば、定数は70名から1.2倍の84名までオーケーということになっております。今の12月1日現在の状況では79名ということでもございますし、まだ町内の入所可能な施設、園はあるというふうに理解していただきたいと思います。

○1番（原田 希君）

そうすると、入りたいけど入れなくて外に行っているという方はいらっしゃるというふうな認識をされていると思いますけれども、そしたら、行政報告で現在たしか広域が60名ということで報告があっていたと思うんですけど、60名全員がお仕事の都合で、町内ではなく町外に行かれているということによろしいでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

今、原田議員のお尋ねでありますけど、全ての方が、いわゆる広域保育が入所枠どおり、町内で入所できないからということをお願いしているわけではなくて、数字上見れば定数は十分にまだある中で、そういった声があるというふうな意見もあるがために、子ども・子育て三法案に基づき、現在からニーズ調査をしっかりと行っていく段取りになっております。第1回目を実施し、ニーズ調査の内容、これは広域保育、また、子育てに関するあらゆることを調査項目を挙げながら、一定のニーズ調査を正確に判断する必要があるということで、実施に向けて今、住民課長を中心に検討しているところでございますので、その結果を受けて、広域保育にせざるを得なかった御家庭の御都合というものも定量的に把握できるというふう

に思っております。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。2点目、特別保育事業の状況はということで、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（江頭欣宏君）

特別保育事業の状況は、1つに絞って回答をさせていただきます。

保護者が就労している場合等において、子供が病気の際に自宅での保育が困難な場合があります。こうした保育需要に対応するため、病院、保育所等において病気の児童を一時的に保育するものの中に病後児対応型があります。児童が病期の回復期であり、かつ集団保育が困難な時期において、当該児童を保育所等に付設された専門スペースで一時的に保育を行うことによって、安心して子育てができ、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とされております。

現在、本町内の2保育園での事業実施はされておられません。今後、対象児童の把握をした上、必要があれば検討していきたいと考えます。

以上です。

○1番（原田 希君）

この病後児保育ですけど、必要があれば対処していくということですが、これは私必要だと思うんですけど、現在、そういったお願いとか、そういうのは課長さんは聞かれていないのでしょうか。病気だけと預けたいと、そういうのは全然ないんですか。

○町長（武蔵勇平君）

この病後児保育特別保育事業につきましても必要だという御意見を原田議員からもお聞きした上で、我々としては、先ほどの子ども・子育て三法案に基づき、ニーズ調査をもとに事業を実施していくことが、税金の誠意ある使い方として、町民に最も誠意があるというふうに思っております。

例えば、みやき町内でも2園がこの特別保育事業をやられているところがございますが、現在、利用者がいらっしやらないということもあり、本町としても特別保育事業をこれから町で行うか、また、広域で対応するかを考える上で、定量的な把握をニーズ調査によって行うべきだと、まず考えているところです。

○1番（原田 希君）

これから調査をして、必要であれば考えていくということなんですが、これは私が聞くとところによると、佐賀県内でやっていないところはうちだけというような話を聞いたことがあるんですよ。で、実際、人口がふえて子育て世代がどんどん引っ越してこられる中で、子供の数もふえているという状況の中で、誰も言わないからしなくていいとかじゃなくて、そこはやっぱりきちんと準備をして受け皿をつくっておくべきだというふうに私は思うんですけど、その辺、町長いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

おっしゃるとおり、制度的に設けて利用者がいない市町というのは結構あると思います。むしろ、制度を設けてPRが不足しているから利用者がいないということなのかもしれません。よって、制度を設けることは必要だというふうに考えておまして、我々も議員からの御指摘を受けた上で、この制度を設けることについて検討を、また、利用者がそんなに多くないという現状を鑑みて広域での検討をする上でも、まず、ニーズ調査を設けて、必要性を議論した上で制度として設けるか、また、実際の事業として町で運営するか、これを考えていくことが、役所としての税金を使う上での一番誠実な態度であるというふうに考えてきたところでございます。

○1番（原田 希君）

1項目めでもニーズ調査をして、その結果を見てからということ、この2番でもそういうふうに言われておりますが、ニーズ調査という、アンケートになるんだと思いますが、アンケートで、基本的に回収率が100%とかなんじやないかなと思うんですけど、そういう状況の中で本当に100%、そういう子育てにかかわっている方の本当の思いというのが届くんだろうかというふうに思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

これは根本的な話で、税金の使い道が厳しく指摘される中で、国のほうで法案を、子ども・子育て関連三法案、施設型給付やら地域型保育給付によって、これまでの保育事業をカバーし、市町村で子ども・子育て会議を開き、協議し、子育て支援事業計画を策定し、給付事業を受けられるようになるこの道筋をつけられております。

その中で今御指摘の、この後にもございます特別保育事業やら、例えば、放課後児童クラブについての施策等も、27年4月の制度に向けてしっかり調査をして、この過剰な配分が税金としてなされないように、また、必要なものを定量的に把握し、その上で効率よく税金を使うための法律ができておりますので、その趣旨にのっとって、本町としましてもニーズ調査をしっかり行っていき、また、ニーズ調査で網羅できていない点については、今、子ども・子育て会議でいろんな御指摘、また御意見等踏まえて、把握すべき内容というものも項目に起こすべきだという御意見をいただきながら、中身のあるニーズ調査を行っていくことが賢明ではないかというふうに思っております。

以上です。

○1番（原田 希君）

ニーズ調査を受けて子ども・子育て会議という話が出ましたので、ちょっとここにも触れたいんですけども、子ども・子育て会議にそういった子育て世代の保護者の方というのは入っているのでしょうか。たしか公募で2名ということであっていたと思うんですが、いかがでしょうか。

○住民課長（江頭欣宏君）

10月28日に第1回目の上峰町子ども・子育て会議を開催いたしまして、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者ということで、上峰幼稚園園長さん、ひかり保育園園長さん、ひよこ保育園かみみね園長さん、愛の子保育園園長さんを入れておりますので、よろしくお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

今、住民課長のメンバーに加えて、保護者の代表のPTAの代表の方、これは小・中とも入っていただいております。加えて、子育てサロンの代表者の方、おもちゃ図書館の代表者の方、また、ダンデライオンという子供の文化活動、また、教育活動に御従事の方、また、公募枠としては1名現在入っておられるということで、双発という言葉がありますけど、それぞれさまざまな主体の方がいろんな意見を持ち寄って、その中で、お立場が違う中で出てくる議論を突拍子もない議論と思わずに、いろんな主体の方の御議論を踏まえて、内発的にこの子育て事業について全町がまとまって、かつ、住民の皆様方へ伝わるような形をつくる必要があるということで、このメンバーについては、議員おっしゃるように保護者の方々のみならず、さまざまな主体の方々に入っているという現状でございます。

○1番（原田 希君）

先ほど御説明いただいた保護者に該当する方は、小・中のPTAと言われたんですけど、今の話は小学校に上がる前の未就学児の話で、そういったお子さんをお持ちの保護者が入っているかどうかということでお尋ねをしました。もう一度お願いします。

○住民課長（江頭欣宏君）

未就学児の保護者の方ということですね。——それについては、子供の保護者の中が含まれておるということで理解をしております。

○町長（武廣勇平君）

例えば、どなたを選ぶかというところで考えると、保護者を恣意的に我々から指定して入っていただくということではいけないと思っております。その意味では、子育て経験のある方の御意見ということで、小学校、中学校のPTAの代表者の方々に、この方々の中には幼稚園生の保護者の方もいらっしゃいます。そうした御意見を持ち寄っていただいて議論をさせていただいているところです。また、やはり就学前の児童についての御意見を聞く上では、保育士を、幼稚園の立場の御意見を聞きながら、いろんな利用者、保護者の方々の意見と、それを俯瞰したところで見れる施設の代表の方々に入っていただくことが賢明だという判断で、今のメンバーになっております。また、子ども・子育て会議のメンバーについては、これまで議会にもお示しをしてきたところでございます。

以上です。

○1番（原田 希君）

実際こういった会議の中で、今後の方向性というのを協議されるわけなので、当然、当事者の方が入っておかれるべきだというふうに思っておりました。で、先ほど町長の答弁で、そういったお子さんをお持ちの方もいらっしゃるということで、わかりました。

公募がもともと2名ということになっていたんですけど、先ほどの答弁でも1名ということでは言われています。で、町のホームページを見てみても、2名公募で1名しか応募がなかったかなんかで、1名だけ公募で決まりましたみたいなことを書いてあったんですが、その募集の期間がたしか10日ぐらいしかなかったと思うんですよ。これはもうちょっと長く大々的に公募をかけていたら、もっとたくさんの応募があったんじゃないかなと思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

公募の期間については、実際、いち早く子ども・子育て会議の招集を行っていきたいというところから逆算して、住民課のほうで期間を設けたものでございます。また、公募1名ということで、議員おっしゃるように、まだ1名の枠がありますので、それについては今後、住民課と協議して十分な公募の期間を設け、途中からにはなりますけれども、委員としてメンバーに入ることが可能かどうか協議をした上で、今、私個人としましては、公募期間を設け、新たにメンバーを設けることは一向に構わないことだというふうに思っているところで

○1番（原田 希君）

ぜひそうできるのであれば、お願いをしたいと思います。

この項は終わります。

○議長（中山五雄君）

1番原田希君の一般質問の途中ではございますが、お諮りいたします。

ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

御異議なしと認めます。よって、35分まで休憩いたします。休憩。

午後2時18分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

執行部の答弁をよろしくお願いします。

○住民課長（江頭欣宏君）

原田議員の子育て支援について、今後の保育事業に対する考えは、このことにつきまして

は、平成27年度から施行されます子ども・子育て支援法の実施に先駆け、国の方針は待機児童ゼロ対策の加速化を最優先に位置づけされており、現在、内閣府の所管のもと、当町においても9月議会で子ども・子育て会議の条例による設置を受け、10月28日、第1回の上峰町子ども・子育て会議を実施しました。国への報告が義務づけられているため、町内の就学前児童世帯及び小学校就学世帯へのニーズ調査へ取りかかっております。

当町におきましても、今後も待機児童が出ないように最善の計画を作成し、保護者が安心して保育の支援が受けられる環境づくりを目指していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○1番（原田 希君）

最適な環境を目指していくということで、1番からずっとニーズ調査の結果を見てからという話なんですけど、実際もう本当に、私は人口がふえていると、子育て世代がふえている、子供がふえている、そんな中で保育園もいっぱいだという話も聞いております。で、今後、やっぱり上峰町の保育のあり方というか、冒頭言いました、人口がこのまま人口増を継続させるため、また、定住促進を進めていくためには本当に大事なことだと思うんですよ。それをですね、いや、アンケートをとってから、そういう話があれば考えていきますというんじゃないんじゃないかなと僕は思うんですよ。多分そのころにはだんだん減ってきているかもしれないんですよ。アンケートの結果を受けて考えて、ああ、やっぱり必要だねといってやり始めたら何年かかるかわかりませんよ。だから、今のうちにやっぱりこういったことをしっかりと、もう近隣ではどんどん先進的な取り組みをされていますので、その辺もきちっと調査研究しながら、うちだったらこういうところを取り入れていこうと、一歩先を行っていかないとだめなんじゃないかなというふうに思うんですけど、この辺、町長、お考えはいかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

繰り返し申し上げますが、本町としましても法の立案によって、それに沿って行うべきで、それまでは対応すべきでないということを申し上げているわけではございません。実際に27年4月までの政府の考え方としては、現在ある安心こども基金を増額ということで、小規模保育整備などを推進する経済対策を行っていただいております。2017年度末までに全国の待機児童をゼロにすることを目標に、現在もこうした安心こども基金の活用をするように力を入れられております。

ところが、施設の整備につきましては、園また保育所等の財政的なところからの見地で、今後の2017年4月からの子ども・子育て支援法に基づく支援の内容をしっかりと調査し、把握した上で、計画的に整備をしていきたいというところが多うございまして、現在、我々としても施設の提案者がいない限りは、議員の——ひょっとしたら議員は、町で保育所等を整備すべきだというお考えのことかもしれませんけれども、我々としましては、現在も入所定員

枠を下回っている現況がある中、最適な税金の使い方を議論する上で、このニーズ調査をまず行うことが最も賢明なやり方ではないかというふうに、財政状況等々勘案した上で対応する方向で考えているところでございます。

よって、この間、2017年4月までの対応は、現在もある安心こども基金を活用し、施設の要望等が各民間施設からあった場合においては、必要な措置を検討していく必要があると思っております。我々も申し上げておりますけれども、なかなか施設のほうでは先の見通し、子ども・子育て支援法に基づく予算措置という状況がきっちり把握できない中で、要望が現在のところはないというふうに理解をしているところです。

○1番（原田 希君）

施設のほうからもそういった要望がないということですが、逆に、私の町としてはこういうふうに今後考えていますので、どう思われますかというような働きかけもあっていいと思いますし、先ほど言われました、町がつくるというのも一つの方法かというふうに思いますが、そのほかに、そういった保育園とかをどこからか誘致してくるとか、そういったことも考えられると思いますが、6月に町長に、子育てについてどう思うかという所信をお尋ねしたときも、何かちょっとう、いや、こうするんだという勢いが感じられないということと言わせていただいたというふうに思いますが、やっぱり若い町、人口がふえている町というふうにいつもおっしゃられていますので、ここの部分というのは、もっと町長のリーダーシップ、思いを全面的に押し出して、ビジョンを語っていただきたいなというふうに私は思うわけでございます。だから、今回調査を見てから、それに基づいてというふうな回答はちょっと残念なんです、その辺いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

安心こども基金の活用は、制度として国のほうも景気対策等で各市町、そして各施設、これは県からですが、御案内が行っております。その上で必要だと判断される施設については、その拡充、また、これは町負担も伴いますので、行政のほうに申し込みがあるものだと思っておりますが、現在のところ、私も口頭で伝えた方はいらっしゃいますけれども、その御要望はないという現状であります。

また、リーダーシップをとるべきだということで、この施設の提案を町から申し上げる上では、やはり定量的な把握をしなければ、ただの箱物行政になってしまうのではなかろうかと私は思っております、広域入所の方々が御家庭の、また、お仕事の御都合で入所されているのかもしれませんが、その内容をしっかり把握した上で、広域入所される理由を把握しなければ、先ほどから繰り返し申し上げますが、税金の賢明な使い方とは言えないのではなかろうかというふうに思っております。また、施政方針にも申し上げておりますが、財政健全化と住民サービスの拡充と、これは並行して行うことをまさに体現している状況だということで御理解いただければと思います。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。4番目、学童保育の状況はということで、執行部の答弁を求めます。

○教育長職務代理者教育課長（小野清人君）

原田議員の子育て支援についての項で、学童保育の状況はという御質問でございます。

資料要求をされておりますので、お手元に平成20年度から平成24年度までの実績を差し上げております。おおむねこれを11で割りますと、70人台ということで推移をしておるという状況でございます。

現在の状況と申しますと、1年生が22人、2年生が28人、3年生が14人、4年生が1人で、合計65人となっております。この人数を指導員6人で保育しているという状況になっております。定数をおおむね80人としておりますので、現在はちょっと余裕があるという状況でございます。

以上です。

○1番（原田 希君）

この学童についても、ちょっと聞いた話では、資料を見る限りそんなにないんですけど、今、課長が今年度65人ということで、大分人数が減ってきているように思われるんですが、その理由というのはどういったことでしょうか。

○教育長職務代理者教育課長（小野清人君）

減ってきた理由というふうに言われておりますが、現在、65人と、おおむね70人前後の数で推移をしておったのが、ことは10人ほど少ないのかなというふうに考えております。学童保育に預けるには要因が必要でございまして、保護者、父、母とも仕事を持っているという理由が必要でございまして。その折その折の時代背景で、おじいちゃん、おばあちゃんがいらっしゃる家庭とか、そういう家庭のこともありますでしょうし、実際、今年4月当初でいえば76人でした。ですから、11人ほど現在少なくなっております。やめられる方につきましては、私どものほうにお見えになりますので、どうしてやめられるんですかというふうなことでお伺いをしますが、1学期を過ぎて、子供たちが家にいても大丈夫かなという家庭もいらっしゃるし、お兄ちゃん、お姉ちゃんが学校から早く帰ってくるから、兄弟で留守番をさせているという家庭もございました。そういった事情で少なくなっていると。私どもとしては、来られる方をいろんな理由をつけて受け入れをしていないとか、そういうことは絶対ございませんし、なるべくお父さん、お母さんが働きやすいような状況をつくりたいというふうなことを考えております。

以上です。

○1番（原田 希君）

保育園の数というのがずっとふえてきているんですけど、ことし学童が減ってきているということで、結構やめた子供に直接聞いたりすると、余りおもしろくないので、家でゲーム

をしていたほうが良いようなことも言ったりも——確かにある程度、1年生とかはあれなんですけど、2年生、3年生になってくると、家で1人でゲームをしていたほうが良いというのはわかるんですけど、そういう子供の声とかを聞かれたことがありますか。

○教育長職務代理者教育課長（小野清人君）

子供の声を聞いたことがあるかという御質問でございますが、実際、私は直接は聞いたことはございません。保護者の方々とはお話をするんですが、学童保育をする立場上、ちゃんと宿題とかもさせるようにしておりますし、宿題が終わってから遊びなさいというふうなことを指導していますので、子供にとっては若干窮屈なことがあるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。5番目、学童保育の今後の考えは、執行部の答弁を求めます。

○教育長職務代理者教育課長（小野清人君）

学童保育の今後の考えはという御質問でございます。

平成24年度から、それまで3年生までの受け入れを4年生までに拡充いたしました。現在のところ、1人ということでございますが、これまでの児童福祉法では、学童保育の対象児童はおおむね10歳未満の児童というふうに明示をされておりましたが、平成27年4月の施行予定の児童福祉法では、小学校に就学している児童というふうに明示をされると聞き及んでおります。当教育委員会でもこの改定を受けまして、平成26年度——来年度ですね——には受け入れの年齢を拡充するように協議、検討をまいります。

以上です。

○1番（原田 希君）

来年度受け入れの引き上げの検討をしていくということですが、時間のほうはどんなでしょうか、延長を検討していくというのは。前回お聞きしたときには全然考えていないということでしたが、いかがでしょうか。

○教育長職務代理者教育課長（小野清人君）

時間の延長をとということでございます。

ただいま、平日は放課後から6時まで、夏季休業中、冬季休業中、春の休業中、そういう長期休業中は午前8時半から午後6時まで受け入れを要綱に従ってやっております。ただし、平日は6時になったから子供を置いて指導者が帰るということとはございません。必ず保護者が来るまで預かっておりますし、電話で一報いただければ、6時10分、20分までおります。それと、夏休みも8時半はちょっと遅過ぎるというお声があるやに聞き及んでおりますが、実際は指導者は8時から学童保育の玄関をあけておるということですので、その辺は柔軟に対応をしているということでございます。そういうことでございますので、特段、今は時間

の延長、前倒しというようなことは考えておりません。

以上です。

○1番（原田 希君）

柔軟に対応されているので、延長、拡充、検討されていないということで、それは先生方はすばらしいなと思うんですけど、柔軟に対応されている部分というのは、もうボランティアで対応されていると思うんですよ。だから、延長なら延長で時間をきちっと決めて、柔軟に今対応されている部分も、ちゃんと報酬がもらえるような体制をきちっとつくったほうがいいんじゃないかなと私は思います。

で、最近、学童に来る子供が減っているという話を聞いてなんですけど、ほかの町で同じようなこと——同じかどうかちょっとわかりませんが、学童に来る子供の数がどんどん昔減っていったという、ある町の学童でそういうことがありまして、いろんな調査とかをされて、時間を——そのときはまだ延長とかなかったんですけど、そういった時間を延長したら、それまで、もうどうせこの時間なら迎えに来られんけんが、預けても一緒やんねというような方が結構どんどん預けられるようになった。今現在はもう本当、定員いっぱいいっぱいぐらいの子供たちが学童に来ているというような状況もありますので、その辺もやっぱり、これもまたニーズ調査になるんでしょうが、そういうきちんとした声をしっかりと受けとめて、その辺を考えていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○教育長職務代理者教育課長（小野清人君）

原田議員が言われるとおり、柔軟に対応しているというのは、各6人の指導員の先生方がボランティアで確かにしてもらっていただいております。そういったことを鑑みますと、延長保育をちゃんとして、働く方にもそれ相応のサラリーを支払うのが当たり前かと思います。

ただ、時間を延長しますと、私ども預かっている身としましては、一刻でも早く御父兄さんのお手元にお子様をちゃんとお帰ししたいという気持ちがございます。でも、延長しますと、こういった話があるんですが、家庭の用事を済ませてお迎えにお見えになるお父さん、お母さんがいらっしゃると。私どもの考えとはちょっと真逆のことをされているんですが、子供さんを一緒に買い物に連れていくと、要らないものまで買ってしまうということがあるやに聞いております。そういうことがあるから、子供は連れていかずに買い物を済ませて、その後で学童に来ると、私たちは一刻も早く帰したいと。ですから、その辺で意思が合わないというか——というところもありまして、私どもは時間を延長するのを考えているというふうなことであります。本当に仕事が遅くなって迎えに来るのが遅いから、原田議員言われるように預けないという家庭も中にはいらっしゃると思いますが、その辺のところをきちっと守っていただけるようなことで条件等に入れていけば、時間を延長するということも検討材料ではあると思います。

以上です。

○1番（原田 希君）

延長ということできちっと決めれば、延長の分もちゃんと負担金というか——をもらえると思いますので、そうなってくると、そう簡単に仕事以外でわざとというか、買い物とかで、それまで預かっと思ってくださいというよりも、例えば、あるところでは月額プラス2千円払えば、1カ月のうち30分までは何日でも延長できますよとかいうふうになりますので、1カ月2千円余計出すくらいなら、仕事も終わったので早目に迎えに行こうとかいうふうになるんじゃないかなとも思いますので、基本的にはこの事業というのは最初も言いましたとおり、子育てと仕事の両立、この支援なわけですよ。ですから、そういった視点で考えていただきたいなというふうに思いますので、もう一度よろしくお願いします。

○教育長職務代理者教育課長（小野清人君）

原田議員の御意見でございます。当然、私ども上峰町といたしましても、子育て支援をやっておりますので、そういったことについては前向きに検討してまいりたいと思います。私も今、プラス2千円というふうなことを言われましたが、他町では1回当たり500円とか、月単位じゃなくて、その日だけ預かっていただきたいという御家庭があることに対しての保育の延長をされている市町もあると聞き及んでおります。そういうところを勉強しながら、やれる分についてはやるような方向で検討したいと思います。よろしくお願いします。

○1番（原田 希君）

同僚議員の質問の回答で、小野課長が共働きの家庭が多いのも事実だというふうに、きょう言われていました。ぜひそういった視点で前向きに御検討いただきたいなというふうにお願ひして、私、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい、要りません」と呼ぶ者あり）

これで1番原田希君の質問が全て終わりました。お疲れさんでした。

引き続き、2番寺崎太彦君の質問をしていただきます。

○2番（寺崎太彦君）

2番寺崎太彦、一般質問通告書に沿って質問いたしたいと思います。

まず、一番最初に公用車について。

その中の1番目、今、上峰町でも公用車が何台あるかわかりませんが、公用車が適正に使われているか、公用車の管理と使用規則は。

そして、その次、2番目に、今、上峰町の公用車も、なるべく大きいのから省エネタイプの軽自動車とかに更新されておりますけれども、そういった面の公用車の計画的な更新と集中管理による、効率化による公用車の削減はできないかということで2番目。

それから3番目、ことし国も電気自動車の普及を目指して補助金等をつけておりますけれども、上峰町でも公用車のEV車、電気自動車の導入とインフラ整備の面もあると思うので、

E Vステーションの設置はということを質問させていただきます。

引き続き大きな質問項目 2 番目、安全対策について。

その 1 番目、今、私、健康面から、夜、上峰町内を散歩しております。町内をいろいろ見て回っておりますけれども、歩道に設置されている転落防止柵、見た目は結構きれいにしておりますけれども、実際さわったら取りつけが甘くて、もう外れそうになっているところや、歩道の中に水たまりができて、ちょっとここは歩きたくないなと自分でも思うほど水たまりができておりますので、そこら辺の対策は、を質問させていただきます。

引き続き 2 番目、今、川久保線の鳥栖の乗目の交差点大規模改修がされており、先日の古川知事の講演会の中でも、来年度はみやき町の交差点の改良をするとか言われておりましたので、レイクタウンの入り口の川久保線沿いの信号機設置はということでお聞きしたいと思います。

その 3 番目、安全対策として、ガードパイプやガードレール、カーブミラーを設置しておりますけれども、安全対策面だけではなく、景観に配慮した設置はできないものかということで質問させていただきます。

引き続き大きな項目 3 番目、健康対策について。

今、町のほうで特定健診と人間ドックの補助をしておりますけれども、人間ドックの受診者の数はということを質問させていただきます。

引き続き 2 番目、国保の健診に歯科の健診の導入はということで質問しております。自分は一応歯科の業界で少し働いており、今、歯科医師会では8020運動をされており、それは80歳で20本の歯を残すということです。自分の歯で食べ物を食べるということは、人間の健康を維持することで大変意味があるということです。一流スポーツ選手は歯がぼろぼろになるということも聞きます。今、その歯を保護するためにマウスガード、あれをつけるとバランスがとれるということで、スポーツ選手ではマウスガードを装着して歯を保護しております。そういう面から歯は非常に大切なものと思いますので、健診の項目に歯科を導入してはどうかということでお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

2 番寺崎太彦君の総括質問が終わりました。これから執行部の答弁に入りたいと思います。

大きな 1 番目に、公用車について、小さな 1 番、公用車の管理、使用規則は、これについて執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

皆さんこんにちは。それでは、質問事項 1 番、公用車についての①公用車の管理、使用規則はとの寺崎議員さんの御質問にお答えをいたします。

公用車の管理、使用に関します規則といたしましては、上峰町公用自動車管理規程（昭和

47年規程第4号 最終改正平成23年規程第2号)がございます。この規程に基づきまして、公用自動車の管理に関すること、それから使用に関すること、それと交通事故が発生した場合に関すること、そういうものが規定をされておりますので、これによって管理を行っております。

以上でございます。

○2番(寺崎太彦君)

先ほど管理規程があると答えられましたけど、やっぱり車も人間もその日、一日一日状態は変わるといいます。運転者の健康状態や、中には前日、結構遅くまでお酒を飲んだとか、それとか風邪ぎみで、朝、風邪薬を飲んだとか、薬を飲んだとか、やっぱりいろいろ健康状態もあり、公用車も空気が入っているとか、点検整備が適正に行われているか、そこら辺はどんなふうになっているか教えてもらっていいですかね。

○企画課長(北島 徹君)

まず、運転者の件でございますけれども、公用車につきましては、基本的には私のほう、企画課長のほうが管理をするというふうになっておりますが、実際にはこの規程に基づきまして、公用自動車の所属する課の長にそれを任せるといえるようになっております。でございますので、実際にその課長さんがその責任において公用自動車を現在は運行していただいておりますので、その運転者の方の健康管理につきましても目が行き届くという状態でされているということで考えております。

それから、もう1つ、自動車そのものの状態のお尋ねでございますけれども、公用自動車につきましては、点検整備につきましては企画課財政係のほうで一括して行っております。たまに古いものにつきましては、例えば、急にバッテリーが上がったとか、そういった問題もたまには発生をいたしておりますけれども、そういう場合につきましては、町内の自動車の事業所のほうにお願いをして、すぐ交換をするというようなことにしておりますし、点検整備も欠かさず行っておりますので、今までに極端なそういうトラブルというものは、私が知る範囲ではございませんので、それなりの運行といえますか、管理はできているというふうに考えております。

以上です。

○2番(寺崎太彦君)

公用車の管理は企画課で、それ以外は担当課の課長さんが運転者の管理等はされるということなんでしょうか。——そしたら目が届くかもしれませんけど、やっぱり運転者が薬を飲んだとか、ちょっと酒のにおいがするとか、今、民間企業は、トラック業界は必ずその日、運転するときは飲酒検知器等を使用するとか、薬を飲んだら報告するとか、そういうことが必要じゃないかと思いますが、その点はどうでしょうか。

○企画課長(北島 徹君)

お尋ねの飲酒、それから薬の服用につきましては、こちらのほうから管理をお願いしております各課の課長さんに、十分注意をされるように指導方お願いしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

関連になりますけど、公用車の事故の発生とか、そういうのはどんなふうになっておるのでしょうか。重大な人身事故はないと思いますけど。

○総務課長（池田豪文君）

事故を起こした場合におきましては、様式がございまして、届け出をしていただいて、そして総務課、それに公用車を管理しております企画課のほうに合い議して回すようにしております。

以上です。

○企画課長（北島 徹君）

今、私が承知している範囲では、重大な人身事故等の発生というのは聞いておりませんので、御報告申し上げます。

○2番（寺崎太彦君）

やっぱり公用車は町の財産であり、住民の模範となるように運転をしていかなければいけないと思いますので、交通安全対策はどのようにされておられるのでしょうか。

○企画課長（北島 徹君）

後で②でお答えをしたいと思いますのですが、うちのほうの台数が今現在、20台未満ということになっておりまして、そういう事業所につきましては、安全運転管理者が1名ということになっております。今現在、私がそれをしておりまして、交通安全につきまして、そういう安全運転管理者関係のほうから、例えば、年末の県の一斉交通安全のシーズンというか、そういうのが来ます。来ましたら、それを砕いてわかりやすいような状態で、概要を各職員に周知するようにいたしております。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。小さな2番目、公用車の計画的な更新と集中管理による、効率化による削減はということで、執行部の答弁を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

②の公用車の計画的な更新を集中管理による、効率化による削減はという寺崎議員さんの御質問にお答えをします。

まず、私どもが所有しております消防自動車、それからリース車が2台ございますが、そ

れを除きます公用自動車の台数の経過というものを報告させていただきたいというふうに思います。

平成18年度までは普通自動車が19台、軽自動車が5台、全部で24台の公用自動車を所有しておりました。平成21年度以降、公用自動車の削減を行いながら、基本的には古いもの、運行に支障が少し出てきたもの、それから、あわせまして普通自動車から軽自動車へという基本方針のもとで、公用自動車の入れかえを進めてまいりました。

入れかえ実績といたしましては、平成21年度に1台、平成22年度に4台、平成23年度に2台、平成24年度に1台、平成25年度に3台の合計11台の入れかえを行っております。この結果といたしまして、平成25年度現在、普通自動車7台、軽自動車10台、全体で17台の公用自動車を所有しております。これは、平成18年度の比較で申し上げますと、普通自動車が12台の減、軽自動車が5台の増、全体で7台の減というふうになっております。また、未更新の公用自動車が普通自動車2台、それから、軽乗用車1台、軽ワゴン車1台、軽トラック2台の6台ございます。これらにつきましては、車の状況を見ながら、その更新時期を検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、公用自動車の管理の効率化につきましてでございますが、平成22年10月に上峰町役場のパソコンのシステム、情報系システムをノートから、今現在使っておりますウェブウォーカーへ更新しました際に、公用自動車を管理しております課に一々問い合わせをしなくても、使用状況を見ながら使用する車を、職員が自分の机の上でパソコンを操作して予約できるというようなシステムを導入いたしております。必要な自動車を誰でも、あいていれば瞬時に予約することができるようになっております。これらによりまして、稼働率及び効率化は以前よりも向上したものであるというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

先ほど課長さんから申されましたが、公用車の管理はパソコン上で集中的にやってあると申されました。自分は、各課で車を管理しており、結構効率的に悪いのではないかと感じておりましたが、かなり効率的に運用されておるなと思いました。

それと、公用車の更新のとき、同僚議員からも申されましたが、更新や導入する場合、買い取りやリース、レンタル等が考えられます。長期的な経費削減の観点から比較検討した場合、今、どちらの方向で更新されていく考えなのでしょうか。

○企画課長（北島 徹君）

リースとかレンタルというお話を以前にもいただいておりまして、うちのほうで比較検討をいたしております。その結果といたしましてが、うちのほうで使用するような場合については、そんな極端な数字はなかったんですけれども、購入して自分のところに置いたほうが経費的には安く上がるというのが1点ございます。

それと、もう1点につきましては、なかなかうちの財政状況の関係で、今、軽というふうな形で切りかえをしてきておりますけれども、災害等を考えました場合には、やはり1台は、消防車以外に普通車の四駆とか、そういった対応できるような車もそろそろ考えていかなければならないのではないかなというようにことも内部では検討いたしております。

一応更新につきましては、レンタルとかリースではなく、自前で購入していきたいと。それにつきましては、以前、交付金が公用車の購入にも充ててよかったということで、この更新が随分進みましたけれども、今後そういうことがなければ、こちらのほうで計画的に積み立てをして購入、更新をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

それと、更新を考えると、私は車を買直すときは壊れるまで乗るとか、やっぱり行政としては何か基準がないといけないかなと思います。例えば、距離でいうなら10万キロまで乗るとか、10年まで乗るとか、性能が低下したら買い換えとか、基準が何かつくったほうがいいかと思いますが、そこら辺の基準はあるんでしょうか。

○企画課長（北島 徹君）

確かに議員おっしゃるとおりで、基準を設けてということでございますけれども、御存じのように懐が随分寂しかったもので、そういうのができなかったというところで、交付金等が参った時点で、許容範囲をかなり超えたようなのを慌てて更新したというような現状にございます。今現在、古いものでいいますと、使用年数がもう20年近くなるものも今も残っております。ですから、そういったものを年数にする、距離がなかなか余り走らないもので、ただ、走らなくても傷みはしますので、年数か、そういうもので一つの指標といえますか、基準を早急に決めていきたいと、こちらのほうとしてもそういうものに該当するものから更新していくような形で進めたいというふうに思います。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

やっぱり普通の人もある程度、10年乗ったら買い換えようかなとか、いろいろ考えますけど、私もちょこちょこ修理しながら、もう重大な、エンジンが回らないようになったら買い直さんばいかんかなと思っております。やっぱり日ごろ消耗品を定期的にかえていたら、結構日本車は長持ちするとかも言いますので、大きな故障がない限り乗ったほうが得かなとは思いますが、やっぱり基準をいろいろ考えてつくってもらえればいいかなと思います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。公用車のEV車の導入とEVステーション設置は、執行部の答弁をお願い

します。

○町長（武廣勇平君）

公用車について、公用車のEV車の導入とEVステーション設置はということで、私のほうからお答え申し上げさせていただきます。

佐賀県では電気自動車等の普及により、低炭素社会の実現とあわせて関連する産業の振興を目指すということで、今現在取り組んでいくことを決められております。国においては平成24年度の補正予算において、電気自動車等の急速充電器の整備に対する補助事業が開始されております。これに加え、25年11月12日に自動車4社、トヨタ自動車株式会社、日産自動車株式会社、本田技研工業株式会社及び三菱自動車工業株式会社による追加の支援策が発表されました。これにより、国の補助及び自動車4社による支援策を同時に活用することで、電気自動車等の急速充電器の整備に係る設置費用及び設置後8年間の電気料等が大幅に軽減できるようになったということでございます。

国の補助事業の内容を申し上げますと、都道府県策定の充電器設置のためのビジョンに基づく高い公共性を有する場での急速充電器の設置への補助ということで、これは本体費用及び設置工事費用の3分の2の補助ということで決められております。自動車会社4社による支援策は、設置費用に対する支援として、国の補助金の2分の1 また1,700千円のいずれか小さい額というふうに定められておりますし、維持費用に対する支援、電気基本料金、電力従量料金、通信費、保守契約費等々ございます。6,000千円ぐらいの設置工事費用があった場合、約4,000千円が国のほうで、1,700千円が自動車4社ということで、残りの300千円が自治体負担ということに加え、消費税の部分ですね、480千円が自治体費用ということになります。

こうした設置費用とランニングに係るコストの費用負担が出てくるということがございます。自動車会社4社が支援プロジェクトの対象条件に、自治体が有する施設ということで限られた、先ほど申しました公共性の高い場所に設置をしなければいけないということで、御案内が農林水産商工本部に、各市町のほうに今来ているところでございます。これによって現在、本町でも検討をしている段階にありますので、その報告をさせていただき、答弁とさせていただきます。

○2番（寺崎太彦君）

さっき町長からの答弁で、EVステーションは検討するということで御回答がありました。町内でも電気自動車に乗っておられる方も実際知っております。その方に話を聞くと、非常にいいけど、ちょっと遠出して充電施設があるかないかで、これがかなり不安だということ聞きます。これはやっぱり充電施設ですか、これはある種インフラ整備と思いますので、自治体は積極的に取り組んでいったほうが私はいいと思います。

それと、公用車の電気自動車の導入はどうでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

失礼しました。答弁漏れがございました。

E V車の導入も、E Vステーションの設置と同様に検討を加えていかなければなりません。先ほど議員申されましたように、E V車はさまざまな制約があるとお聞きしております。業務に支障がなきようすると同時に、公共性の高い事業であるとは思っておりますので、他市町の動向、県の意向等を鑑み、今後、検討をしていきたいというふうに思っております。

○2番（寺崎太彦君）

今年度、上峰町も低公害車の導入が1台あるとお聞きしております。低公害車とは、大気汚染物質などの排出が少なく、環境への負担が少ない自動車、電気自動車やメタノール車、天然ガス車、空気圧縮自動車とハイブリッド車の5車を指しておりますけれども、今、話題になっております、日本ではありませんけど、中国のPM2.5がかなり日本のほうにも来ておるといことも報道されております。やっぱりこれから地球環境や、電気自動車は停電等のとき、災害等のときはそれを発電装置としても使えるとか、そういう利点もあり、環境対策や災害対策、維持経費を考えれば、電気自動車の導入も積極的に考えたほうがいいかなと私は思います。ぜひとも導入に向けて考えてもらいたいと思います。

○議長（中山五雄君）

答弁は。（「要りません」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

一般質問の途中でございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、3時50分まで休憩いたします。

午後3時35分 休憩

午後3時50分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

大きな2点目、安全対策について、その中の1点、歩道の転落防止柵や水たまり対策はということで、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、寺崎議員の安全対策についての中の、歩道の転落防止柵や水たまりの対策ということで答弁申し上げます。

歩道に設置します転落防止柵につきましては、車道への進入防止のための車道側に設置す

る転落防止柵と、歩道から外部、水路等への転落を防止いたします、歩道の外側に設けます転落防止柵の2つに分けられると思います。今現在、町内につきましては、ガードパイプやネットフェンス、高さといましては800ミリから1,200ミリの地上高の転落防止柵を設置しているところでございます。また、その管理につきましては、今までそのガードパイプ等の補修につきましては、中の尾団地、もしくは中学校の西側の町道に設置いたしましたガードパイプの腐食またはさびによるパイプの交換等を行っております。

最近、町のほうに御連絡がありました下坊所集落より県道神埼北茂安線までの間の歩道の水路側に設置しています高性能ネットフェンスにつきまして、網の腐食が出ているということで連絡を受けております。この区間の設置につきましては、年数も経過し、破れやたわみが目立ってきておるところでございます。この路線につきましては、小学生の通学路として利用され、集落内には家屋が建ち並んでおり、通学路や住民の安全面を考えると、今年度より行っております防護柵等の設置計画の中にのせまして対応をしていきたいと思っております。まずは、破れの度合いを確認して、いち早くその破れの部分だけでも補修していきたいと思っております。

次に、歩道の水たまりの対策でございますけれども、最近、町長より、上峰町役場の西側の水路に接しております歩道、下津毛地区より県道神埼北茂安線までの区間の歩道内の水たまりの調査対応を指示されているところでございます。この歩道につきましては、アスファルト歩道と役場の横の樹脂舗装区間に分かれておりまして、アスファルト舗装区間につきましては路面が下がっており、水たまりができておるところでございます。この歩道につきましても、通学路としての児童の利用や公共施設等へ多くの方々が利用されますので、早急な対応が必要かと思っております。

調査の結果、アスファルト舗装区間、約600メートルの区間で下がっているところが判明し、先ほど言いましたとおり、水たまりができているところが数多くございます。まずもってその水たまりができているところの箇所の対応をしていきたいと思っております。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

転落防止柵や水たまりは早急に対応してくれるということでありますけど、この転落防止柵は、自分はぱっと見ただけでは、ああ、穴がほげているなという感じで見ていたんですけど、実際、子供たちが何か押したような感じで、川のほうにかなりたわんでおって、下のほうはとめ金が外れておって、もう下のほうはあいいておりますので、非常に子供たちはあそこ、帰りに何かこう、フェンスに背を当てたりして遊んでいたりするのを見ますので、なるべく早急に対応していただきたく思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。レイクタウン入り口の信号機設置はということで質問がっております。執行部の答弁をお願いします。

○総務課長（池田豪文君）

それでは、私のほうから寺崎議員さんの御質問に答弁申し上げます。

県道佐賀川久保鳥栖線沿いの交通安全につきまして、平成22年に地元から横断歩道の要望がありまして、同年8月18日に鳥栖警察署、土木事務所、屋形原、船石区長様、それに付近の住民の方々と総務課、建設課で立ち会いを行っております。そのとき町長も一緒に立ち会いをされたところでございます。

このとき、屋形原東分から県道への出口東側に横断歩道の設置を検討していくという方向づけがなされましたが、その後に警察署で通行量調査を実施されましたところ、県道を横断する歩行者や自転車を見かけないと、そのことで横断歩道の設置は難しいとの、そういう回答でございました。

横断歩道や信号機の設置に当たりましては、警察署管内の要望を取りまとめられまして、県警本部、公安委員会でも検討されていくようでございますが、信号機については、1基当たり5,000千円から6,000千円の費用がかかると、そういったことでございまして、鳥栖署管内でも年間に1基程度新設できるかできないかと、そういう状況ということでお聞きしているところでございます。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

先ほど調査したところ、渡る人がいなかったとか言いますけれども、確かにレイクタウンは住宅とか新しくできており、下のほうにも住宅がありますので、家があるので、やっぱり何かしらそこからでも車が出るときも信号があったほうがいいかなと私個人としては思います。そして、交通事故のニュースとか見よったら、横断歩道を渡っていなかったとかいうニュースを見たら、自分は、ああ、何で横断歩道を渡らんで、こやん事故に遭いなったとか何とか思ったりもします。やっぱりそんなふうに横断歩道がなかったら、どうしてもやむにやまれず道路を横断するという人も出てもおかしくないかなと思います。

信号設置の基準等々はどんな感じでありますでしょうか。

○総務課長（池田豪文君）

信号を設置する基準といいますと、なかなか難しいと思うんですけれども、やっぱり警察のほうで、例えば、道路改良とか、そういったものでつけられたり、あるいは道路を新設されるときにつけられるということもあるでしょうし、そういった現場の状況というのが一つあろうかと。あと、各市町からの要望に応じたところで申し上げますと、その現場の状況を見たところで、そして、その頻度のぐあいとか、私も通られている方が絶対いらっしやらな

いかと、それは例えば、田んぼに行くときとかですね、いらっしゃらないことはないと思うんですよ。そこら辺の使用頻度といいますか、横断される人の数とか、そういったもので要望に応じるところで判断されていくんじゃないかなということだと思います。

あと、信号もしかりですけれども、横断歩道なんかでいいますと、歩行者が通行するのに待っておく、そういった場所が当然必要でございます。以前、小学校のほうから春野店の前のところに横断歩道という御要望がありまして、そこについても現地立ち会いを行ったわけですが、そのときにも横断歩道を渡る際に待機場所といいますか、そういった場所が必要であるということで、なかなかあの場所については、議員も御案内のとおり狭いものですから、待機場所というのが確保できない状況でございました。それで、下坊所南に今、信号機がついているわけですが、そこなんかは待機場所を別に水路側のほうに仮設といいますか、そういったもので確保しまして、そして待機場所を子供さんたち、小学生が待機する場所というのを確保している状況でございますので、そういったスペースというのが確保されないと、なかなか難しい点はあろうかと思いますが、現地の方はそれは確保できと思うんですよ。川久保線沿いの指摘があった場所はですね。ただ、やっぱり通行量とか、そういったので判断されるというのはいかんともしがたいところであらうかなと思っております。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

川久保線のあそこは地形的にも若干カーブになって、ちょっと凹凸というか、水平の直線じゃなくて、谷のようになっており、車の発見が非常に難しく、これからやっぱり車の交通量が非常に多くなると思います。粘り強く県のほうに要望していつてもらいたいと思います。ほかに町内の信号機の要望とかも、中学校の前とかも出ておるとお聞きしておりますけど、そこら辺と一緒に要望していつてもらいたいと思います。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。3番目、ガードパイプ、ガードレール、カーブミラーの景觀に配慮した設置はということで、執行部の答弁を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

寺崎議員の安全対策についての中でのガードパイプ、ガードレール、カーブミラーの景觀に配慮した設置の中のガードパイプとガードレールにつきまして、私のほうから答弁申し上げます。

ガードパイプやガードレールを総称して防護柵と申します。この防護柵の定義につきましては、主に走行中に進行方向を誤った車両が、道の外や対向車線または歩道等に逸脱するのを防ぐとともに、乗員の障害及び車両の破損を最小限にとどめ、車両を正常な進行方向に復

元させることを目的とし、運転者の視線を誘導し、また、歩行者の無謀な横断を抑制するなどの目的を兼ね備えた施設ということになっております。

議員質問の景観に配慮した設置につきましては、国土交通省が平成16年4月に策定いたしました「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」がございます。この中にあります景観的な配慮が特に必要な地域・道路とは、地域の中心地区等において街の骨格を形成する道路、地域にとってシンボルとなる道路、多くの人が集まる地域、歴史的価値の高い施設周辺、もしくは歴史的街並みが形成されている地域、山岳や景勝地等が望め、見晴らしにすぐれた道路、道路周辺の空間に広がりがあり、道路空間と周辺空間を分断することが好ましくない道路、その他、地域の人にとって特別な意味のある地域・道路となっております。

これを本町に当てはめるのは非常に難しいものではございますけれども、先般、ことしに入って町長からも、議員言われるような景観に配慮する施設をとの指示が参っております。現在まで防護柵の色につきましては、基本的には昼夜を問わず白色が視覚的には一番効果があるということで、白色を基本的に設置してまいっております。今後は、先ほど申しました防護柵の定義にのったところで、景観に配慮した施設の考え方をしていきたいと思っております。

また、今年度工事を行いました勘太郎川上流に設置いたしました約200メートルのガードレール工事について御説明を申し上げます。

この工事につきましては、勘太郎川上流右岸側に200メートルの白色の土中用ガードレールを設置した工事でございます。景観に配慮する防護柵には、形、色等が考えられますが、この工事箇所につきましては、田園の中に家屋が1軒だけの直線道路で、外側線が引かれていない場所であります。まず、この施設の目的であります安全面から視線誘導、これは道路と水路の識別をさせる目的であります。外側線が引いていないこの路線につきましては、識別をはっきりさせる目的で白色を採用しているところでございます。

カーブミラーにつきましては、総務課長より答弁いたします。

以上です。

○総務課長（池田豪文君）

それでは、私のほうからカーブミラーにつきまして御答弁申し上げます。

まず、カーブミラーの設置につきましては、区長様方の御要望によって現地確認を行いまして対応しておりますが、主に1件当たりシングルで100千円、ダブルで150千円程度の工事費を要しております。現在、標準規格品を用いておりますが、それを景観に合った着色をして受注生産品を使うとなりますと、今より3割程度費用がかさむことになろうかと思っております。

また、振興課長も今申し上げましたように、例えば、黒とか、茶とか、モスグリーンとか、そういった色の着色でありますと、夜間目立たないと、そういったこともありますので、安全面を考えて、やっぱりカーブミラーも白（106ページで訂正）を基調としたところで現在

設置している状況でございます。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

先ほど江崎課長が申されたとおり、これから景観計画の地区には策定などされて、交通安全第一でされてきておったんですけれども、やっぱりこれからはまちづくりの面を考えたら景観とかですね、上峰町はいいなという、よそから来た人に思われるようにしていったほうが私はいいと思います。

先ほどはカーブミラーは白が基調とか言われたんですが、黄色が古いタイプなんですか。どうなんですか。黄色とか、結構町なかでは目立つんですけど、どちらなんですか。

○総務課長（池田豪文君）

黄色ということもあるかもわかりませんが、本町の場合には白（106ページで訂正）ですね、汚れて黄色がかったようなものもあるかもわからないですけども、白（106ページで訂正）を基調としております。

以上でございます。

○2番（寺崎太彦君）

上峰町は自然が豊かで、田園風景もいっぱい広がっておりますので、そこら辺の景観も考えて、安全対策をしていってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中山五雄君）

その辺の答弁は。（「いいです」と呼ぶ者あり）

そしたら、次へ進みます。大きな3番目、健康対策についてということで、その中の1点目、国保の人間ドックの受診者数ということで、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

ただいまの寺崎議員の質問事項の健康対策についての、国保の人間ドックの受診者数ということについて答弁をいたします。

今年度の人間ドックの受診希望者を、40歳から74歳までの特定健診を受けておられない方及び国保税の滞納のない方ということで、8月より受け付けをいたしまして、今現在で7名の希望がっております。そのうち4名の方はもう既に受診をされており、あと残り3名の方が今後受診をされる予定でございます。

なお、平成23年度、平成24年度の受診者数ということで、全体で7名いらっしゃいました。

以上で答弁を終わります。

○2番（寺崎太彦君）

非常に少ないなというような感じがしました。実は、自分も受けようかなと思っていたんですけど、ちょっと勉強不足で、特定健診を受けていたので受けられなかったということで。

6月ですか、特定健診は。その前に人間ドックの申し込みをされてはどうでしょうか。もしかしたら人間ドックを受けようとしたら、まず、特定健診を受けられないじゃないですか。そして、もしかして、一応10名という枠があって、ひょっとすれば受けられないんじゃないかという感じで、そしたら特定健診を受けようかなとかいう人がいるんじゃないかなと思うんですよ。そいけん、人間ドックの受け付けを特定健診の前のほうに持っていったら受けやすいんじゃないでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

今年度、大体6月の中旬以降にその特定健診をやっております、基本的には特定健診、人間ドック、そんなに项目的には変わらないところがあるので、若干人間ドックのほうが項目が多いんですけども、近隣の町村を見ますと、吉野ヶ里町につきましては、特定健診が始まりましたときには、人間ドックというのはもう廃止をされております。なお、みやき町につきましては、人間ドックの助成は廃止をされておまして、脳ドックというようなところで検診をされております。基山町は人間ドック、脳ドックとも、今現在もやっておられる状況でございます。

なお、その人間ドックの申し込みを早目にということでもありますけれども、今現在のところ、そういうふうで特定健診を受けておられない方というふうなことで、これが項目がダブってしまいますので、特定健診も受けて人間ドックというふうなことにはなりませんので、今現在のところ、そういうふうにはしておるんですけども、今後、そういうふう人間ドックを優先して受けるということになれば、また検討をして考えたいと思います。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

先ほど人間ドックと特定健診の項目は余り変わらないとか言われたんですけど、人間ドックのほうは10千円ぐらい個人負担があるということなので、この中身はどうなんでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

人間ドックのほう若干项目的には多くて、例えば、患部のエコーとか、免疫、血清というふうな、それとか聴力とかですね、そっちのほうは、人間ドックのほう若干项目的には多いです。で、現在、人間ドックのほうが個人負担13千円、特定健診になりますと千円ということになっております。そういう中で、今さっき言ったように、たまたま23、24、25年度と、今現在、7名、7名、7名ということで一緒なんですけれども、必ずしも同じ方が受けていらっしゃるということではありません。また、特定健診もなんですけれども、人間ドックもなんですけれども、受けると前年度の数値等がそこで把握できて比較がしやすいというような、人間ドック、特定健診とも利便性があると思います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。２番目、国保の歯科健診の導入はということで、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

歯科健診の導入はということでの御質問に答弁します。

現在、本町で実施しているのが、国保の加入者を対象に特定健診、あるいは一般を対象にがん検診、肝炎ウイルス検診とか、骨粗鬆症検診とかというのを現在は実施しております。

なお、歯科健診につきましては、歯周病疾患健診というふうになりますけれども、これにつきまして、近隣の市町の状況を調べましたところ、鳥栖市、基山町につきましては個別に健診を実施されているようです。また、みやき町、隣の吉野ヶ里町につきましては、現在は実施されていないというような状況でございます。で、基山町につきまして、そしたらどのくらい受診されているんですかとお聞きしましたところ、数名、約３名ぐらいの方しか受診されていないということで聞いております。

議員御質問の中でもありましたとおり、歯の健康というのは体の健康にも大いに関連はしているとは思いますが、ですけれども、今現在の近隣の状況等を見まして、その歯科健診の導入ということでございますけれども、近隣の動向を見ながら検討をしていきたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

○２番（寺崎太彦君）

今、健診をして、その内容によって保健師さんですかね、特定保健指導をしておられますけど、やはりいろいろ特定健診の項目をふやすと、そんなふうにする人個人個人の保健指導がかなりきめ細やかに、ピンポイントにできるので、やっぱり国保は市町村で運営しておられますけれども、そういうことを考えると、健康によって地域差が出てくるとちょっとまずいって、やっぱりいろいろ項目があったほうがいいのかなと私個人は思いますけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

先ほどの地域差ということできますと、今ちょっと県内の資料を持っていませんけれども、本町につきましては、県内でも１人当たりの医療費というのが中間ぐらいのほうに位置しております。なお、高いほうでいきますと、隣のみやき町さんというのは県内でも高いほうの——これは医療機関等のいろいろの諸条件があると思うんですけれども、そういうふうな状況であります。

なお、歯科健診につきましては、私もたまに行くんですけれども、痛いときには歯医者さんに行くというのは個人的にあると思うんですけれども、例えば、熱が出たけんがすぐ病院に行くというのは、これは我慢できる範囲というのがあると思うので、歯の部分につきましては、何か異常があったら病院に行くというのが多いと思うので、ほかの先ほどの基山町に

つきましても、一応健診の部分はあるんですけども、3名さんの受診しなかったという
ような結果がありますので、そういう中での歯科健診だと思っております。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

歯科に限っては、歯科の特異性ですかね、風邪の場合は病院に行かんで養生しとけば治っ
たりしますけれども、歯科の場合、いつとき放置したら痛みがなくなるとか、そういうふう
に言われる方もおりますけれども、歯科の場合は痛みがなくなるというのは、歯の中の神経
細胞が破壊されて痛みがなくなるのであって、全然治っているということはないんですね。
そこら辺の特異性もあって、やっぱり口の中や歯の健康を維持することは、口の中の病気に
なりにくい環境をつくっていくことはメタボリックシンドロームの予防にもつながるとかも
聞きます。

ちょっと話は変わりますが、歯科健診とは言いましたけど、そのほかに付加健診の項目
をふやそうかなとか、そういう計画等がありますでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

その健診の項目ということでありまして、その分につきましては、来年度以降とい
うのは考えておりませんですけども、今年度、1項目だけふえた項目がありまして、前立
線がん検診です。それをふやしました。で、来年度は今のところ、予定はありません。

以上です。

○2番（寺崎太彦君）

上峰町の国保は、今のところ黒字ということで、やはり一人一人が健康であるというこ
とはですね、そして、健診によって病気の早期発見につながって、治療を始めることは医療費
の節約とかになって、ひいては保険料の上昇も抑えることができると思いますので、やはり
これから日本国内では医療費がかなり上がっていくということが考えられておりますので、
予防をしっかりしていってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

寺崎議員の質問の中で、池田課長のほうから訂正をしたいということで申し出があつてお
ります。

○総務課長（池田豪文君）

寺崎議員のカーブミラーの御質問の中で、私がどういうわけか白ということで申し上げて
しまいまして、大変申しわけございませんでした。目立つ色というのは変わりませんけれど
も、オレンジ色を基調として、ポールと、あとミラーの外側ですね、金属部分ですけども、
それはオレンジ色を基調としておりますので、大変申しわけございませんでした。深くおわ
び申し上げます。

○議長（中山五雄君）

今後、訂正のないように、ひとつよろしく願いしておきます。

2番寺崎太彦君の一般質問が全て終了いたしました。大変お疲れさんでした。

お諮りいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさんでした。ありがとうございました。

午後4時30分 散会